

平成27年第1回奥多摩町議会定例会予算特別委員会 会議録

1 平成27年3月19日午前10時00分、第1回奥多摩町議会定例会予算特別委員会が奥多摩町議会議場に招集された。

2 出席議員は次のとおりである。

第1番	石田 芳英君	第2番	宮野 亨君	第3番	高橋 邦男君
第4番	原島 幸次君	第5番	杉村 良一君	第6番	村木 征一君
第7番	師岡 伸公君	第8番	酒井 正利君	第9番	須崎 眞君
第10番	竹内 和男君	第11番	清水 典子君		

《傍聴議員》

第12番 前田 悦男君（議長）

3 欠席議員は次のとおりである。

なし

4 会議事件は次のとおりである。

別紙本日の『議事日程表』のとおり

5 職務のため出席した者は次のとおりである。

議会事務局長 原島 肇君 議会係主任 徳王 龍介君

6 地方自治法第121条の規定による出席説明員は、次のとおりである。

町 長	河村 文夫君	副 町 長	加藤 一美君
教 育 長	栃元 誠君	企画財政課長	若菜 伸一君
企画財政課主幹	天野 成浩君	総 務 課 長	井上 永一君
住 民 課 長	宮田 昭治君	福祉保健課長	清水 信行君
観光産業課長	原島 滋隆君	地域整備課長	須崎 政博君
教 育 課 長	守屋 吉彦君	会 計 管 理 者	澤本 恒男君
病 院 事 務 長	河村 光春君		

平成 27 年第 1 回奥多摩町議会定例会

予算特別委員会議事日程〔第 2 日〕

平成 27 年 3 月 19 日

午前 10 時 00 分 開議

日程	議案番号	議 案 名	結 果
1	—	委員長開議宣告	—
2	議案第 46 号	平成 27 年度奥多摩町一般会計予算	原案のとおり可 決すべきもの
3	議案第 47 号	平成 27 年度奥多摩町都民の森管理運営事業特別 会計予算	原案のとおり可 決すべきもの
4	議案第 48 号	平成 27 年度奥多摩町山のふるさと村管理運営事 業特別会計予算	原案のとおり可 決すべきもの
5	議案第 49 号	平成 27 年度奥多摩町国民健康保険特別会計予算	原案のとおり可 決すべきもの
6	議案第 50 号	平成 27 年度奥多摩町後期高齢者医療特別会計予算	原案のとおり可 決すべきもの
7	議案第 51 号	平成 27 年度奥多摩町介護保険特別会計予算	原案のとおり可 決すべきもの
8	議案第 52 号	平成 27 年度奥多摩町下水道事業特別会計予算	原案のとおり可 決すべきもの
9	議案第 53 号	平成 27 年度奥多摩町国民健康保険病院事業会計予算	原案のとおり可 決すべきもの

(午後 2 時 49 分 閉会)

午前 10 時 00 分 開議

○委員長（原島 幸次君） 皆さん、おはようございます。これより予算特別委員会を再開します。

直ちに会議を開きます。

本日は一昨日に引き続き、日程第 3、議案第 47 号以降の議案について、所管課長から説明を求めます。

初めに、議案第 47 号及び議案第 48 号についての説明を求めます。

観光産業課長。

○観光産業課長（原島 滋隆君） それでは議案第 47 号 平成 27 年度奥多摩町都民の森管理運営事業特別会計予算につきまして、ご説明をさせていただきます。

本会計は東京都から指定管理者として指定を受け、東京都からの委託金と森の家使用料をもとに管理運営に必要な事業費を計上してございます。

なお、東京都の指定管理者としての期間でございますが、27 年度が更新年となり、既に東京都の審査を終了し、平成 27 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの 3 年間の指定を既に受けているところでございます。

それでは 6 ページをお開きください。初めに歳入でございます。

款 01 使用料及び手数料、目 01 森の家使用料 436 万円は、森の家の使用料で、昨年と同額を見込んでおります。

次に、款 02 繰入金、項 01 他会計繰入金の一般会計繰入金 6,922 万 1,000 円は、新たに創設されました森林保全交流会事業費を含め、都の内示により 549 万 9,000 円の増額を見込み、款 03 総収入、項 01 預金利子 2,000 円は、利率の勘案により、次の項 02 雑入の雑入 7 万 1,000 円及びその次の実費徴収金 34 万 5,000 円につきましては、実績の勘案により見込み、款 04 繰入金の前年度繰入金 1,000 円は、26 年度決算分を繰り入れるための科目措置でございます。

次に、7 ページをお願いいたします。款 01 総務費の目 01 一般管理費 3,111 万 4,000 円は、職員 3 名分の人件費と臨時職員賃金を計上し、節 04 共済費の一番下の臨時職員社会保険料等 6 万 3,000 円は、目 02 事業費に計上していたものを本事業費に改め、目全体で 1,000 円の増額を見込んだことによるものでございます。

次に、8 ページをお願いいたします。目 02 事業費 4,260 万 6,000 円は、節 08 報償費から節 12 需用費まではそれぞれ所要額を見込み、節 12 役務費の火災保険料では労働保険料を一般管理費に改めたことから皆減を見込み、節 13 委託料説明欄の次のページの一番下、

森林保全交流会事業は、本施設で活動する森林保全活動参加者と住民及び他のフィールドで活動する森林保全活動参加者との交流を図ることを目的に新設するもので198万円の増額を、節14使用料及び賃借料では、説明欄にございます車両リース料のうちマイクロバスのリース替えを見込むことから63万2,000円の増額と、一番下にございますショベルローダーリース料110万2,000円は、平成26年12月よりリースいたしましたことにより増額を、次の節16原材料費から節19負担金補助及び交付金まではそれぞれ所要額を見込み、目全体で522万5,000円の増額を見込むものです。

次の10ページをお願いいたします。次に、款02予備費28万円でございますが、予算調整を踏まえ、27万4,000の増額を見込んだものでございます。

次の11ページをお願いいたします。給与明細書をごらんください。総括表の左から2つ目の職員数は3名で変更ございませぬ。給料費では2,400万3,000円となり、共済費を含めた合計では、12万1,000円減額の2,846万5,000円となります。下段及び次ページ以降は、給与及びに給与手当の明細が記載してございますので、ご確認をお願いしたいと思ひます。

以上で議案第47号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第48号 平成27年度奥多摩町山のふるさと村管理運営事業特別会計予算につきまして、ご説明をさせていただきます。

本会計も都民の森と同様に、東京都からの指定管理者として指定を受け、東京都からの委託金及び野営場使用料、体験料、売店収入等をもとに管理運営に必要な事業を計上してございます。運営につきましては、町職員及びクラフトセンター管理運営につきましては、昨年度より一般財団法人おくたま地域振興財団へ、キャンプ場及び園内清掃管理業務につきましては、一般財団法人小河内振興財団へ再委託することを見込み、計上させていただきます。

なお、東京都からの指定期間につきましては、都民の森同様に平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3年間となっております。

それでは6ページをお願いいたします。初めに歳入でございます。

款01使用料及び手数料の目01野営場使用料は、警備員やテントサイト等の使用料として昨年度同額の野営場使用料1,940万円を見込むものです。

次に款02繰入金の目01一般会計繰入金1億3,687万6,000は、東京都の内示により、次の款03諸収入の目01預金利子4,000は利率の勘案により、次の項02雑入の01雑入101万9,000は、キャンプ場売店収入として実績と目標の勘案により、次の目02実費徴収金

390万円は、クラフトセンター教室実費として昨年度同額を、次の款04繰入金の目01繰入金1,000円は、26年度決算分を繰り入れるための科目措置として、それぞれ見込んだことによるものでございます。

次の7ページをお願いいたします。歳出でございます。

款01総務費、目01一般管理費1,908万1,000でございますが、職員2名分について節02の給料から節04共済費まで、それぞれ説明欄記載の額を見込んだものです。

次の8ページをお願いいたします。次に項02利用管理費の目01利用管理費1億4,200万円でございますが、節04共済費から節09旅費までは職員及び再雇用職員に関する所要額を見込み、節13委託料では、園内各種設備等の点検委託及び小河内振興財団、奥多摩地域振興財団への委託料。

次の9ページの節19負担金補助及び交付金では、小河内振興財団及び奥多摩地域振興財団の職員賃金分を見込み、それ以外はそれぞれ説明欄記載内容につきまして。所要額を見込むものです。

10ページをお願いいたします。款02予備費11万9,000円でございますが、予算調整を踏まえ計上したものでございます。

次の11ページをお願いいたします。給与明細書となります。総括表の左から2つ目の欄の職員数2名は変更ございません。給与費計では1,617万6,000円となり、共済費を含めた合計では52万6,000円減額の1,908万1,000円となります。下段及び次ページ以降は給与及び職員手当の明細が記載してございますので、ご確認をいただきたいと思っております。

以上で、議案第48号の説明を終わらせていただきます。

○委員長（原島 幸次君） 以上で、議案第47号及び議案第48号についての説明は終わりました。

次に、議案第49号から議案第51号までについての説明を求めます。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（清水 信行君） それでは、議案第49号、議案第50号及び議案第51号についてご説明をいたします。

初めに、議案第49号 平成27年度奥多摩町国民健康保険特別会計予算についてご説明いたします。

8ページをお開き願います。歳入でございます。

款01国民健康保険税でございます。一般被保険者国民健康保険税は1億1,189万円。次の退職者被保険者等国民健康保険税は715万1,000円で、医療給付費現年課税分、後期高

齢者支援金分現年課税分及び介護納付金現年課税分につきまして、本定例議会初日にご提案申し上げ、ご決定をいただきました国民健康保険税の改定に基づき試算したもので、平均5%の改定を行ったものです。一般被保険者国民健康保険税では、改定の結果、434万8,000円の増額となったものの、退職被保険者等国民健康保険税においては被保険者数の減少により前年度を大幅に下回っております。

また、滞納繰越分につきましても、平成26年度では多額の滞納世帯で一括納付があり、解消されましたが、その他の滞納世帯では例年同様に分割納付等での納付となっていることから、前年度を下回っております。

国民健康保険税では、被保険者数を通年で見ると大きな変化はないものの、被保険者全体の高齢化率が上がっており、後期高齢者医療への移行による被保険者数の減少はこれからも年々増加することが予想されております。

平成27年度国民健康保険税総額では364万7,000円減額の1億1,094万1,000円を見込んでおります。保険給付費に占める割合は前年度よりも悪化し、依然として低い水準であり、町の国民健康保険財政は大変厳しい運営の状況が続いております。

款02国庫支出金、項01国庫負担金療養給付費等負担金1億4,059万1,000は、前年に比べ765万円の減額となりましたが、一般被保険者療養給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分ともに前年度の給付実績に基づき減額となったものです。

次の高額医療費共同事業負担金及び特定健康診査等負担金は、それぞれ高額医療費共同事業拠出金の4分の1、特定健康診査等に要する費用の3分の1に相当する額を国が負担するもので、9ページお開きいただきます、国庫支出金総額では869万3,000円減の1億5,383万4,000円となります。

次の項02国庫補助金の調整交付金4,454万円は、前年実績に基づき見込むもので、普通調整交付金では前年度に比べ215万円減の3,954万円を見込み、特別調整交付金では収納努力等により323万円増額の500万円を見込んでおります。

次の款03療養給付費交付金4,500万1,000円は、退職被保険者等の医療給付費等にかかる費用として、社会保険料診療報酬支払基金からの通知に基づき計上するもので、前年度の実績から46万円を増額するものです。

次の款04前期高齢者交付金は、後期高齢者医療制度の創設に伴い創設されたものでございますが、65歳から74歳までの前期高齢者が市町村国保に偏り医療費負担が大きくなることから保健者間で調整する制度ですが、社会保険診療報酬支払基金からの通知に基づき、前年度に比べ284万3,000円を増額した2億3,481万円を計上するものです。

次の款 05 都支出金、項 01 都補助金 1,600 万円は、一般被保険者療養給付費の減に伴い、前年度に比べ 13 万 3,000 の減額となりましたが、財政調整交付金につきましては、同様に前年度に比べ 198 万円減の 3,646 万円を見込み、都補助金全体では前年度に比べ 211 万 3,000 円の減額を見込むものです。

10 ページをごらんください。次の款 05、項 02 都負担金、高額医療費共同事業負担金及び特定健康診査等負担金は、国庫負担金と同様の額を見込むものです。

次の款 06 共同事業交付金の高額医療費共同事業交付金 4,900 万円及び保険財政共同安定化事業交付金費 1 億 7,700 万円もそれぞれ国保連合会からの通知により見込むものです。この保険財政共同安定化事業交付金ですが、平成 27 年度から、1 円以上 80 万円までの医療費を対象とすることに改められたことから、前年度に比べ 1 億 20 万 9,000 増の 2 億 2,600 万円を見込んでおります。内容につきましては歳出でご説明いたします。

次の款 07 財産収入の利子及び配当金は、基金積立金の利子分を見込むものです。

次の款 08 一般会計繰入金 5,977 万 6,000 円は、前年度に比べ 257 万 1,000 円を減額するもので、保険基盤安定繰入金の保険税軽減分は町国保の保険税軽減額に対するもの、また保険者支援分は対象となった一般被保険者に対するもので、いずれも保険料の一定割合を市町村の一般会計から繰り入れるものです。

次の出産育児一時金繰入金 84 万円は、国保加入者の出産に対して一時金を支払うため繰り入れるもので 3 名分を予定して計上しております。

11 ページをお開き願います。財政安定化支援事業繰入金 263 万 6,000 円につきましても、一般会計から繰り入れるもので、ここまでの繰入金につきましては、法定繰入金として地方交付税で措置されるものですが、次のその他一般会計繰入金 4,000 万円は法定外繰入金として国保財政の赤字分を町が一般会計で補填するもので、前年度と同額を見込むものです。

次の基金繰入金から 12 ページの款 10 諸収入までは、それぞれ前年同様に見込むものです。

13 ページお開き願います。歳出でございます。

款 01 総務費、項 01 総務管理費は総額で 246 万 3,000 円を計上しておりますが、国保事業に要する一般事務費、国民健康保険運営協議会にかかる旅費及び負担金、東京都国保連合会に対する負担金等を計上しており、平成 27 年度では一般管理費の需用費において保険証の一斉更新のためのパンフレット、保険証の印刷製本費を計上し、役務費では郵券代を計上しております。

14 ページ中段の町税総務費は例年同様に見込み、次の款 02 保険給付費の一般被保険者療養給付費 4 億 6,500 万円は、前年度に対し 1,000 万円、2.2%の増額を見込むものですが、医療費について平成 25 年度から増加傾向にあるため、通年の実績を勘案して増額計上いたしました。

15 ページお開き願います。次の退職被保険者療養給付費につきましては、前年度と同額を計上しております。

次の一般被保険者療養費及び退職被保険者療養費は、いずれも前年度と同額を見込んでおります。審査支払手数料につきましても前年度同様に見込んでおりますが、レセプト電算処理システム手数料について 1 万 2,000 円を増額するものです。

16 ページをごらんください。次の高額医療費は一般被保険者高額療養費、次の退職被保険者等高額療養費は病院などの窓口へ支払う利用費を一定額以下にとどめる目的で支給される制度で、同月内に医療機関でかかった費用に対し自己負担限度額を超えた分について高額療養費として支給するもので、一般被保険者分については実績により前年度と同額を見込み、退職被保険者分についてはやはり実績に基づき 50 万円を増額するものです。

次の一般被保険者高額介護合算療養費、次の退職被保険者等高額介護合算療養費は、医療費が高額になった世帯に介護保険の受給者がいる場合、医療保険と介護保険の両方の年額の自己負担額を合算して一定の限度額を超えたときは、その超えた分が支給されるという制度で、予算につきましては前年度と同額を見込んでおります。

次の移送費につきましても、一般被保険者移送費及び次の 17 ページの退職被保険者等移送費ともに前年度と同額を見込み、次の出産育児一時金につきましても前年度と同額を計上しております。

次の葬祭費ですが、実績により前年度と同額の 100 万円を計上し、18 ページをごらんいただき、一般被保険者結核精神医療給付金についても実績により前年度と同額の 70 万円を計上し、退職被保険者等結核精神医療給付金も同様に計上しております。

次の款 03 後期高齢者支援金 8,700 万円は、後期高齢者医療制度への支援として 75 歳未満の国保加入者の方の分について一括して納めるもので、東京都国保連合会からの通知によるものです。

19 ページをお開き願います。款 04 前期高齢者納付金から款 05 老人保健事務費拠出金まではいずれも実績により見込むものです。

20 ページをごらんください。款 06 介護納付金 4,500 万円は、40 歳から 65 歳までの国保被保険者について介護保険の第 2 号被保険者にも該当することから、第 2 号被保険者分の

保険料相当額を国保の被保険者負担分として一括して納付するもので、被保険者数の変動に伴い前年度に比べ 100 万円を増額して計上しております。

次の款 07 共同事業拠出金のうち高額医療費共同事業拠出金 4,550 万円は、国保を運営する市区町村のうち小規模保険者の運営基盤の安定化を図るため、市区町村からの拠出金、国及び都道府県からの負担金、保険料それぞれ 4 分の 1 ずつを財源に 80 万円以上の高額な医療費について都道府県単位で費用負担の調整を図るもので、21 ページをお開きください、次の保険財政共同安定化事業拠出金 1 億 5,850 万円は、前年度に比べ 9,100 万円の大幅な増額となりました。

先ほど歳入でもご説明いたしました、この事業は都道府県内の国保保険者間の保険料の平準化、財政の安定化を図るための制度で、これまで 30 万円を超える医療費にかかる給付費の全てについて市区町村からの拠出金により都道府県単位で費用負担の調整を図っていましたが、平成 27 年度からは 1 円以上の医療費にかかる給付費を対象とする制度に拡大したことから大幅な増額となるもので、いずれも東京都国保連合会からの通知によるものです。当町では、歳入歳出でほぼ同額となる見込みでございます。

次の款 08 保健事業費、特定健康診査等事業費 951 万円は、委託料で特定健康診査等委託料及び特定保健指導委託料のほかに、これまでのレセプトデータや特定健康診査のデータを分析活用し、厚生労働省の指針に基づき、国民健康保険の被保険者を対象に被保険者のニーズに合わせた保健事業の実施計画としての市町村データヘルス計画策定のための委託料 378 万円を計上しております。

特定健康診査は 40 歳から 74 歳までの被保険者を対象として、メタボリックシンドローム、内臓脂肪症候群に着目した検査項目を含む基本的な健康診査を行うもので、第二次特定健康診査実施計画に基づき、受診率の向上を目指すとともに生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的に中高年の皆様の日ごろの健康に対する意識を喚起するため実施しているものでございます。

22 ページをごらんください。保健衛生普及費から款 09 基金積立金までは実績により見込むものです。

23 ページお開き願います。款 10 公債費の利子から款 11 諸支出金、諸支出金、24 ページ延滞金までは前年度と同額を計上いたしました。病院事業会計繰出金は奥多摩病院の施設整備費のために繰り出すものですが、平成 27 年度におきましては科目存置として 1,000 円を計上しております。

次の款 12 予備費につきましては財源調整でございます。

以上で議案第 49 号の説明を終了いたします。

次に、議案第 50 号 平成 27 年度奥多摩町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明いたします。

6 ページをお開き願います。歳入になります。

後期高齢者医療制度の運営は、保険料の徴収、窓口での受付などの事務は町が行い、給付の決定などの財政運営につきましては、町を含む 62 区市町村で構成する東京都後期高齢者医療広域連合が行っております。広域連合では保険料を 2 年ごとに見直しておりますが、料率算定の基礎数値等につきましては、平成 24、25 年度の実績から、平成 26、27 年度の一人当たりの給付費の伸びを診療報酬改定分の伸びを含んでも給付費の伸びが鈍化していることから、年 1.7%と見込んでおります。

款 01 後期高齢者医療保険料につきましては平成 26 年度に改定されましたが、区市町村からの一般財源を投入しての保険料抑制策を継続し、被保険者の経済的負担の軽減を図っております。

今年度における保険料は、前年度に比較して 161 万 5,000 円減の 6,550 万円を見込んでおります。

次の款 02 一般会計繰入金 1 億 3,120 万 4,000 は、療養給付費繰入金から葬祭費繰入金まで、それぞれ東京都広域連合の積算による通知に基づき計上しております。

次の款 03 繰越金、前年度繰越金は窓開けでございます。

7 ページをお開き願います。款 04 諸収入の延滞金から中段の預金利子までは例年同様に見込み、次の健康診査事業受託金 274 万円、葬祭費支給事業受託金 705 万円は、それぞれ東京都広域連合からの通知に基づき見込んだものです。

次の雑入につきましては、科目存置です。

9 ページをお開き願います。歳出になります。

款 01 総務費の一般管理費 412 万 9,000 は、役務費で郵券代を減額したことなどにより 30 万 3,000 を減額したものです。

次の総務費の徴収費は前年度の実績により見込むものです。

10 ページをごらんください。款 02 広域連合分賦金 1 億 8,938 万円は、説明欄の事務費負担金から葬祭費支給事業負担金まで、それぞれ東京都広域連合の積算により見込むものです。

次の款 03 保健事業費の健康診査費 571 万 9,000 円は、東京都広域連合からの受託事業として行う 75 歳以上の方の健康診査にかかる費用を計上したものです。

次の款 04 葬祭費 655 万円は、1 件 5 万円で 131 件分を見込むものです。

11 ページお開き願います。款 05 諸支出金の保険料還付金から一般会計繰出金までは例年同様に見込むもので、最下段の款 06 予備費は財源調整です。

以上で議案第 50 号の説明を終了いたします。

次に、議案第 51 号 平成 27 年度奥多摩町介護保険特別会計予算についてご説明いたします。

7 ページをお開き願います。歳入でございます。

款 01 保険料、第 1 号被保険者保険料 1 億 6,229 万 9,000 円は前年度に比べ 1,578 万 6,000 円を増額するもので、介護給付費の約 22%を賄うために必要な保険料額を見込んで計上したものです。

次の款 02 分担金及び負担金、認定審査会負担金は実績に基づいて見込み、次の款 03 国庫支出金介護給付費負担金 1 億 2,662 万 1,000 円は、町特別給付を除く保険給付費に対する国の法定負担分を見込んだものです。

次の項 02 国庫補助金の調整交付金 5,364 万 9,000 及び次の地域支援事業交付金、介護予防日常生活支援総合事業分 487 万 3,000 円。8 ページをお開きください。地域支援事業交付金、包括的支援事業任意事業分 360 万 3,000 円につきましても、それぞれ被保険者の割合と地域支援事業費に対する国の法定負担分を見込むものです。

目 04 介護保険事業費補助金は、介護保険制度改正に伴い平成 27 年 8 月から施行される一定以上の所得者の利用者負担の見直し等にかかるシステム改修経費の補助金として見込むものです。

次の款 04 支払基金交付金、介護給付費交付金 2 億 1,459 万 3,000 円及び地域支援事業支援交付金 545 万 7,000 は、40 歳から 64 歳までの第 2 号被保険者の介護保険料について。社会保険診療報酬支払基金が市町村国保を初めとする各種健康保険の保険者から徴収したものをそれぞれ市区町村の介護給付費に対して給付費の 28%を法定負担として交付するものです。

次の款 05 都支出金、介護給付費都負担金 1 億 2,246 万 1,000 円は、町特別給付を除く介護給付費に対する東京都の法定負担分を見込むものです。

次の項 02 都補助金、地域支援事業交付金、介護予防日常生活支援総合事業分 243 万 6,000 円及び 9 ページの地域支援事業交付金、包括的支援事業任意事業分 180 万 2,000 は、地域支援事業に対する都の法定負担分を見込むものです。

次の款 06 財産収入の利子及び配当金は科目存置です。

次の款 07 繰入金、介護給付費繰入金 9,580 万 1,000 円から地域支援事業繰入金、介護予防日常場所生活支援総合事業分 243 万 6,000 円及び包括的支援事業任意事業分 180 万 2,000 円も規定により町の法定負担を見込むものです。

次の 04 低所得者保険料軽減繰入金は、介護保険条例の一部改正でもご説明いたしましたが、低所得者にする保険料負担の軽減のため、公費を投入した保険料の軽減を行うもので、所得段階の第 1 段階の被保険者に対して、基準額の 0.5 の保険料率を 0.45 に減額し、170 万円を計上するもので、国都の負担金が町の一般会計を運営して交付され、繰入金として特別会計に繰り入れられるものです。

10 ページをお開き願います。次のその他一般会計繰入金 1,380 万 6,000 円は人件費を除く介護保険の運営に関し必要な事務費を賄うため一般会計から繰り入れるものです。

その他地域支援事業繰入金 1,230 万 8,000 は、介護予防ケアマネジメント事業費に対する経費について法定繰入金を超える事業費に対して一般会計から繰り入れるものです。

次の介護給付費準備基金繰入金は、当初予算編成時の見込みで平成 26 年度で介護給付費準備基金を全て取り崩して保険料に充てる見込みであったため、予算を計上せずに廃目としましたが、今後、平成 26 年度の決算の状況及び平成 27 年度の介護給付費等の状況により、補正予算にて科目存置をする予定です。

次の款 08 諸収入の第 1 号被保険者保険料延滞金から雑入まではそれぞれ科目存置です。

11 ページをごらんください。次の款 09 使用料及び手数料の使用料 500 万 4,000 円は説明欄の各種事業に参加する方々からの利用者負担を見込むものです。

次の款 10 繰越金は、平成 26 年度からの繰越金の科目存置です。

12 ページをお開き願います。歳出でございます。

款 01、項 01 総務管理費の一般管理費は職員普通旅費から使用料及び賃借料まで介護保険の運営に関して必要な費用のうち事務費について所要額を見込んだものですが、委託料において、第 6 期介護保険事業計画策定業務委託料について減額し、かわりに介護保険制度改正にかかる介護保険システム改修業務委託料を見込み、前年度に比べ 21 万 2,000 円の増額となりました。

次の項 02 徴収費、賦課徴収費は、郵券代を増額したほかは前年同様に見込むものです。

13 ページをごらんください。次の項 03 介護認定審査会費は委員の人件費を除く審査会の運営経費と認定調査に要する費用について所要額を見込んだもので、次の項 04 介護保険運営協議会費も同様に旅費のみを計上したものです。

14 ページお開き願います。項 05 趣旨普及費では介護保険制度の内容等をお知らせをす

るためのパンフレットの印刷製本費を計上するものです。

款 02 保険給付費、項 01 介護サービス等諸費では、居宅、施設介護サービス等にかかる給付費として 6 億 6,713 万円。前年度に比べ 1,883 万円、2.7%の減で、説明欄にあるそれぞれのサービスについて前年実績に基づき計上したものです。説明欄のサービスのうち、中ほどの施設介護サービス給付費 4 億 8,108 万円は、介護老人福祉施設等に入所する方の給付費で、給付費全体の 7 割を占めております。

次の項 02 介護予防サービス等諸費では、要支援 1 及び 2 の方を対象に説明欄記載の介護予防サービスにかかる給付費として 2,124 万円を計上するもので、それぞれのサービス給付費について前年実績に基づき計上しております。

15 ページをごらんください。項 03 その他諸費。審査支払手数料は国保連合会への保険給付審査支払事務委託料で、次の項 04 高額介護サービス等費 2,540 万円は、介護サービスを利用した被保険者が 1 カ月間に支払った利用者負担が一定の上限を超えた時に払い戻される制度で、前年度に比べ 700 万円の増額で、実績に基づき計上するものです。

16 ページをお開き願います。次の項 05 町特別給付費は、要介護認定者に対する配食サービスについて前年度に比べ 70 万 6,000 円増の 360 万円を見込むものです。

次の項 06 特定入所者介護サービス等費 5,213 万円は、低所得の要介護者が施設サービスや短期入所サービスを利用した場合、食費及び居住費について基準費用額と負担限度額の差を補足給付として支給するもので、説明欄のそれぞれのサービスに対する給付費を実績により見込むものです。

款 03 地域支援事業費、項 01 介護予防日常生活支援総合事業費は、要支援認定者及び介護予防事業を受けることにより自立継続が見込まれる二次予防対象者に対して実施する配食サービス事業及び介護予防デイサービス事業にかかる費用と、17 ページをごらんください、第 1 号被保険者全体を対象とした一次予防事業として実施する説明欄記載の筋力向上トレーニング事業から食事療養サービス事業の実施に要する費用を見込むもので、前年度に比べ 247 万 3,000 円減の 2,304 万 7,000 円とするものです。

次の項 02 包括的支援事業任意事業は、18 ページをお開きください、介護予防ケアマネジメント事業費から包括的継続的ケアマネ支援事業費まで、いずれも社会福祉協議会から地域包括支援センターへ派遣されている看護師、社会福祉士、主任ケアマネジャーの 3 名分の人件費をそれぞれ見込むものです。

次の任意事業費は、主に一般高齢者を対象とした配食サービス事業の委託料と家族介護教室の実施委託料を見込むのです。

19 ページをごらんください。款 04 基金積立金及び款 05 公債費は前年と同様に、款 06 諸支出金、償還金及び還付金は過年度保険料の還付金について前年度の実績に基づき計上するもので、介護給付費過年度還付金については前年同様に見込むものです。

10 ページお開きください。項 02 繰出金は前年度と同様に見込むもので、次の款 07 予備費は 102 万 3,000 円は財源調整でございます。

以上で議案第 49 号から議案第 51 号までの説明を終了いたします。

○委員長（原島 幸次君） 以上で、議案第 49 号から議案第 51 号までの説明が終わりました。

次に、議案第 52 号についての説明を求めます。

地域整備課長。

○地域整備課長（須崎 政博君） それでは議案第 52 号 平成 27 年度奥多摩町下水道事業特別会計予算についてご説明をさせていただきます。

7 ページをお願いいたします。歳入予算になります。

款 01 分担金及び負担金につきましては、小河内処理区の供用施設維持管理負担金 656 万円を丹波山村の負担金として計上しているもので、対前年度比 31 万円の増額を見込むものでございます。

次に、款 02 使用料及び手数料につきましては、小河内処理区、奥多摩処理区の下水道使用料 1,913 万 5,000 円を計上しているもので、今後も下水道の接続の増加が見込まれるため、対前年度比 211 万 7,000 円の増額を見込むものでございます。

次に、合併浄化槽使用料につきましては、264 期分の使用料として 252 万 1,000 円を計上しているもので、対前年度 17 万 1,000 円の増額を見込むものでございます。

次に、下水道使用料につきましては、前年度同様に 1 万 6,000 円を見込むものでございます。

次に、款 03 国庫支出金につきましては、公共水道事業補助金 3 億 6,995 万 8,000 円を計上し、奥多摩処理区下水道事業国庫補助金として、小留浦地区、桧村地区、川井グリーンビレッジ、梅沢、丹三郎地区を予定し、下水道事業計画の最終年度としての事業費をほぼ前年同様に見込むものでございます。

次に、浄化槽市町村整備推進事業費国庫補助金につきましては、合併処理浄化槽 2 基分の整備として、前年度同様に 68 万円を見込むものでございます。

次に 8 ページをお願いいたします。次に款 04 都支出金につきましては、公共下水道事業費補助金を前年度同様に 1,994 万 7,000 円を奥多摩処理区下水道事業補助金として見込む

ものでございます。

次に浄化槽市町村整備推進事業費、都補助金につきましては、合併処理浄化槽 2 機の整備分として前年度同様に 23 万 1,000 円を見込むものでございます。

次に、款 05 繰入金につきましては、一般会計繰入金 4 億 1,474 万 9,000 円につきましては、説明欄記載のとおり下水道事業及び浄化槽事業の繰入金を対前年度比 2,060 万円の増額を見込むでございます。

次に、款 06 繰越金につきましては、前年度同様に 2,000 円を見込むものでございます。

次に、款 07 諸収入、預金利子は前年度同様に 1,000 円を見込むものでございます。

次に、9 ページですが、諸収入の消費税還付金 1,500 万円につきましては、対前年度比 500 万円の増額を見込むものでございます。

次に、款 08 町債の下水道債 4 億 6,220 万円につきましては、奥多摩処理区公共下水道整備事業として、対前年度比 8,080 万円の増額を見込むものでございます。

次に 10 ページをお願いいたします。歳出予算になります。

款 01 総務費、一般管理費 971 万 7,000 につきましては、11 ページにかけて説明記載欄のとおり職員 1 名分の人件費及び使用料負担金として各関連団体の負担金を計上するもので、対前年度比 108 万 5,000 円の増額を見込むものでございます。

次に、維持管理費 1 億 967 万 1,000 円につきましては、11 ページから 13 ページにかけてお願いいたします。

11 ページの維持管理費の小河内処理区は 7,042 万 9,000 の計上でございますが、対前年度比 123 万 9,000 の増額につきましては、次の 12 ページで工事請負費の環境施設と緊急補修工事が主なもので、そのほかはほぼ前年同様に説明記載欄のそれぞれについて見込むものでございます。

次に、13 ページの維持管理費、奥多摩処理区は 3,924 万 2,000 円でございますが、対前年度比 643 万 5,000 円の増額につきましては、マンホールポンプ等の増設及び環境延長に伴う維持管理委託料の増額、下水道接続の増加が見込まれるため、負担金補助及び交付金の増額、そのほか需用費及び役務費の増額を見込むものでございます。

次に款 02 事業費、下水道事業費 9 億 2,070 万 9,000 円につきましては、13 ページから 17 ページにかけてお願いいたします。

次に、14 ページの下水道事業費の小河内処理区は 897 万 4,000 円でございますが、対前年度比 90 万 4,000 円の減額につきましては、事業認可計画を 26 年度に作成したため、委託料を計上していないことから減額となったものでございます。そのほかはほぼ前年同様

に、説明欄記載のそれぞれについて見込むものでございます。

次に 14 ページ、15 ページをお願いします。下水道事業費の奥多摩処理区 9 億 1,173 万 5,000 円でございますが、対前年度比 7,794 万 5,000 円の増額につきましては、職員 1 名分の人件費及び主に 15 ページの 13 委託料の下水道工事に伴う委託料の減額、15 工事請負費の下水道工事の増額、19 負担金補助及び交付金の増額を見込むものでございます。

次に、16 ページ、17 ページをお願いいたします。款 02 事業費、浄化槽市町村整備推進事業費 2,655 万 6,000 円でございます。対前年度比 25 万 8,000 円の減額につきましては、職員 1 名分の人件費及び主に 17 ページの 13 委託料の浄化管理機数の減少に伴う保守点検委託料の減額を見込むものでございます。

次に、款 03 公債費の長期債元金 1 億 8,712 万 2,000 円でございますが、対前年度比 2,256 万 4,000 円の増額につきましては、説明欄記載の長期債元金を見込むものでございます。

次に、18 ページの長期債利子 6,638 万 8,000 円でございますが、対前年度比 90 万円の増額につきましては、説明欄記載の長期債利子を見込むものでございます。

次の款 04 予備費 83 万 7,000 円につきましては、歳入歳出予算額の調整により計上したものでございます。

次の 19 ページの給与明細書につきましては、下水道事業の委員報酬を前年度同様に見込んでございます。

次の 20 ページの一般職の給与明細書につきましては、職員 4 名分で、比較の欄で、給料 148 万 1,000 円の増、職員手当 6 万 4,000 円の増、共済費 55 万 7,000 円の増、合計で 210 万 2,000 円の増を見込んでおります。

次の 21 ページから 26 ページにつきましては、給料及び職員手当の増減額の明細についてですが、説明は省略させていただきます。

最後のページの 27 ページお開きください。町債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。合計の欄でご説明させていただきます。前々年度末現在高 39 億 5,337 万 1,000 円。前年度末現在高見込額 42 億 4,761 万 5,000 円。当該年度中、起債見込額 4 億 6,220 万円。当該年度中元金償還見込額 1 億 8,712 万 2,000 円。当該年度末現在高見込額 45 億 2,269 万 3,000 円を見込むものでございます。

以上で、議案第 52 号の説明を終わらせていただきます。

○委員長（原島 幸次君） 以上で議案第 52 号の説明は終わりました。

次に、議案第 53 号についての説明を求めます。

病院事務長。

○病院事務長（河村 光春君） それでは、議案第 53 号 平成 27 年度奥多摩町国民健康保険病院事業会計予算についてご説明申し上げます。

平成 26 年度から新たな地方公営企業会計基準により予算書を作成することになっており、本年度は 2 年目となります。この新たな会計基準の内容につきましては、昨年ご説明させていただいておりますので、今回は省略させていただきます。

それでは、予算書の内容の説明に移らせていただきます。

1 ページをお開き願います。収益的収入及び支出の予算実施計画でございます。病院事業収益につきましては 4 億 9,200 万円で、前年度当初と比較して約 1.6%、800 万円の減額予算となっております。

収入につきましては、項の 1 医業収益の目 1 入院収益が 1 億 8,622 万円で、前年度当初より 0.2%微増ということになっております。これにつきましては、備考欄記載のとおり 1 日平均入院患者数を前年同様 24 人、また一人、1 日当たりの診療単価の見込みも前年同様に見込んでおりますが、来年がうるう年のため、診療日数が一日多くなるため、延べの入院患者数がその分、増になりますので、その分の収益増ということでございます。

次に、目 2 外来収益につきましては 9,374 万 7,000 円で、前年度より約 2.5%の増となっております。備考欄記載のとおり、一日平均外来患者数は、前年度同様 57 人で見込み、一人 1 日当たりの診療単価の見込額を前年度比 150 円増の 6,250 円で見込んだものでございます。これは実績等から推計した見込額でございます。

次に、訪問看護につきましては、年々件数が増えている実績から、前年比約 20%増の 290 万 4,000 円を見込みました。

次に、目 3 その他医業収益につきましては 3,383 万 6,000 円で、前年度同様に見込んでおります。内訳の質量差額収益、公衆衛生活動収益につきましては、前年同様で備考欄記載のとおりでございます。

2 ページをお願いいたします。その他医業収益の医療相談収益、受託検査施設利用収益、その他医業収益につきましても、実績により前年同様の見込みで備考欄記載のとおりでございます。

次に、項 2 医業外収益でございますが、1 億 7,809 万 7,000 円で、前年度より 5.6%の減となっております。

目 1 受取利息及び配当金、2 都支出金は、備考欄記載のとおり前年同様に見込んでおります。

目3 他会計補助金の一般会計補助金は8,500万円で、前年度比10.5%、1,000万円の減となっております。

3ページをお開き願います。目4 患者外給食収益は、病院職員等が食べる給食代1食400円となっておりますが、等のもので、実績から全年同様に見込んでおります。

次の目5 長期前受金戻入1,317万8,000円は、前年度から公営企業会計基準の見直しにより見直し償却制度の廃止に伴い計上することになったもので、償却資産取得のために交付を受けた補助金分を減価償却する当該年度分を長期前受金戻入として収益に計上するものです。

次の6 その他医業外収益の不用品売却収益、電話使用料、その他医業外収益につきましては、実績によりほぼ前年同様に見込んでおります。

次の項3 特別利益の10万円は、過年度分入院収益修正益及び過年度分外来収益修正益で前年度と同額を見込んでおります。

4ページをお願いいたします。支出でございますが、病院事業費用につきましては、収入と同額の4億9,200万円で、前年度比較1.6%、800万円の減となっております。

内訳といたしまして、目1 給与金では2億8,094万6,000円で、前年度より約4.1%の増となっております。

給料につきましては、前年度より看護師数を1名減で見込んでいるため、その分前年度より減となっております。

手当は、年間の所要見込で前年度比約6.3%増の1億876万7,000円と見込んでおります。

次に、賃金につきましては、昨年同様の見込額で、備考欄に臨時技師等賃金とありますが、職員の検査技師、薬剤師等が都合により不在になる際の依頼する技師の賃金でございます。

次の賞与引当金繰入額ですが、これも平成26年度から計上することになった引当金でございます。賞与につきましては12月賞与と6月賞与の2回ありますが、支給対象期間における労務への報償的対価として支給されるものと考え、それぞれ対象となる期間は、12月の賞与はその年の6月から11月で年度中の期間となりますが、6月の賞与は12月から5月となり、対象期間が2年度にまたがることとなります。したがって、平成28年6月に支給する賞与のうち12月から3月の分を平成27年度に引当金繰入額として計上するというもので、金額は1,573万5,000円を計上しております。

5ページをお願いいたします。法定福利費につきましては所用見込みで、前年比約0.9%

減の4,001万2,000円を計上しております。

次の目2材料費でございますが、4,272万円で前年度より約10.3%の減となっております。薬品費、診療材料費、給食材料費とも実績により見込んだものでございます。

次の目3経費でございますが、1億2,517万6,000円で、前年度より約2.6%の増となっております。

それぞれの内容でございますが、福利厚生費から職員被服費までにつきましては、実績により前年同様に見込んでおります。消耗品費は院内各課からの要望に基づき、必要最小限の予算計上としております。次の光熱水費のうち水道料は実績により60万円減の240万円。電気料は実績により前年度同額の720万円を見込んでおります。燃料費につきましても、実績により前年同様に見込んでおります。

6ページをお願いいたします。食糧費は前年同様です。次の印刷製本費は、前年度より50万円減となっておりますが、これは前年度、病院パンフレット印刷との分として計上した分を減にしたものでございます。次の修繕費、役務費につきましては、実績により前年同様それぞれ250万円、115万円を見込んでおります。次の保険料は実績により11万5,000円増の106万円を見込んでおります。賃借料は前年比33%、233万5,000円増の940万円を見込んでおりますが、これは備考欄にあります人工呼吸器リース料について、これを必要とする患者さんが増えていることにより増額を見込んだものでございます。

7ページをお願いいたします。通信運搬費、諸会費、諸負担金、交際費、雑費につきましては前年同様でございます。

委託料は前年度比150万5,000円、約1.7%の増で8,850万円。主なものとして備考欄の臨時医師等委託料2,755万5,000円。これは週末の当直業務や常勤医師の研修、休暇等の際の代診医への委託料で、実績によりほぼ前年同様に見込んだもの。また、臨時職員委託料1,920万円は、窓口業務、看護師、看護助手等、非常勤職員の委託料を前年同様に見込んだもの。その下の給食調理業務委託料1,653万円、これは入院患者さん等の食事の調理業務委託料を前年同様に見込んだものでございます。

8ページをお願いいたします。目4減価償却費につきましては、前年度から公営企業会計制度の見直しにより、みなし償却制度が廃止され、償却資産取得の際に交付を受けた補助金分の減価償却分が加わった金額となっております。前年度比5.9%減の3,634万1,000円となっております。

次の目5資産減耗費、6研究研修費につきましては、前年同様でございます。

次に項2医業外費用でございますが、前年度比1.8%減の535万4,000円を見込んでお

ります。内容につきましては、目1支払利息の企業債利息は、償還計画表に基づき12.7%減の230万2,000円。

目2患者外給食材料費は、職員等が食べる分の給食材料費で、実績により13.3%増の204万円を見込み、雑損失は実績により前年同様でございます。

続きまして9ページをお願いいたします。目4消費税は実績により前年同様を見込んでおります。

次の項3特別損失につきましては、過年度損益修正損の入院損失、外来損失は前年度と同様に見込んでおります。前年度はそのほかにその他特別損失としまして、公営企業会計制度の見直しにより計上することになった賞与引当金を移行初年度ということで、特別損失に計上することとされていたため、ここに1,525万8,000円計上してはりましたが、その分は皆減となっております。

項4予備費につきましては、財源調整し、計上したものでございます。

10ページをお願いします。資本的収入及び支出についてでございます。

資本的収入でございますが、総額で1,000万円、全て町からの出資金で、前年度比42.9%増となっており、備考欄記載のと通りの目的のために計上しております。

国庫支出金、都支出金につきましては、今年度対象となる医療機器等の購入を予定しておりませんので、皆減となっております。

11ページをお願いいたします。資本的支出でございますが、総額で前年度比7.1%、200万円増の3,000万円を見込んでおります。

内容でございますが、項1建設改良費の目1建物及び付帯設備工事費は650万円で、備考欄記載のとおり院内手すり設置、空調設備の保守、寸庭住宅の改修、その他病院施設の維持補修工事費を見込んだものでございます。

次に、目2固定資産購入費ですが、備品購入費で424万円となっておりますが、備考欄記載のとおり看護科の備品、訪問用車両購入、消防設備備品等、必要な備品類の購入費として計上しております。

次の項2企業債償還金の1,926万円は、目1企業債償還金の備考欄記載のとおり2件の償還金の合計で償還計画表に基づくものです。なお、資本的収支について収入が支出に不足する額の2,000万円につきましては、建設改良積立金及び過年度損益勘定留保資金にて補填を行う予定でございます。

12ページをお願いします。キャッシュフロー計算書ですが、これも公益事業会計の見直しにより、前年度から乗せるものになったものです。キャッシュフロー計算書は、簡単に

言いますと1年間の現金収支の状況を示したもので、現金の収入支出に関する的確な情報を得ることが可能となり、減価償却費など現金支出を伴わない経費にかかる内部留保資金の状況が明示され、住民やサービスの利用者に経営状況を的確に情報提供することが可能となるというものでございます。この計算書の作成方法には直接法、間接法がありますが、一般企業で多く用いられていると言われていた間接法により作成しております。

このページの一番下の欄の資金期末残高6,000万円が次年度へ繰り越す資金の見込額となるものでございます。

13ページをお願いいたします。財務諸表を作成するに当たり必要な注記事項を記載したもので、内容は記載のとおりでございますので、説明は省略させていただきます。

14ページをお願いいたします。職員数につきましては、中ほど比較のところであるように1名減、これは看護師の分を1名減と見ております。

それから、この表の下の方は手当の内訳を示したものでございます。細かい説明は省略させていただきます。

次の15ページから20ページまでのそれぞれの詳細につきましては、説明を省略させていただきます。

21ページから24ページまでは平成27年度の予定貸借対照表、25ページから26ページまでは平成26年度の予定損益計算書、27ページから29ページまでは平成26年度の予定貸借対照表となっておりますが、これにつきましては、公益会計基準の規定により掲載することとなっているものですが、説明のほうは省略させていただきます。

以上で議案第53号の説明を終わらせていただきます。

○委員長（原島 幸次君） 以上で議案第53号の説明は終わりました。

お諮りします。会議の途中であります。ここで休憩にしたいと思いますが、ご異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原島 幸次君） 異議なしと認めます。よって。午前11時20分から再開いたします。

午前11時08分 休憩

午前11時20分 再開

○委員長（原島 幸次君） 休憩前に引き続き予算特別委員会を開きます。

これより本委員会第1日及び本日説明を受けた各議案の質疑を行います。

なお、答弁、説明者をお願いいたします。歳入の質疑であります。歳入の項目及び質

疑によっては、歳出と関連する、または対応する事業が多くありますので、歳出に連動する事業の歳入の説明については、各事業内容等を理解しやすくするために、歳出のページを示した上で、歳出も含めて一括で答弁、説明をお願いいたします。

また、質問される委員にお願いします。ただいま説明者に理解しやすい説明をお願いいたしましたが、説明者が質問内容を十分理解できるよう、1回の質問につき3項目までとさせていただきます。

答弁を漏れなく、理解を深めるためにも、ご協力をお願いいたします。

それでは、議案第46号 平成27年度奥多摩町一般会計予算の歳入の質疑を行います。質疑のある委員は挙手を願います。

1番、石田芳英委員。

○1番（石田 芳英君） 1点、ご質問させていただきたいと思いますが、ページでいいますと25ページのシルバー人材センターの補助事業費ということで収入が1,000万円と900万円。支出のほうは、81ページのところにシルバー人材センターの活動拠点整備工事ということで約1,200万円、シルバー人材センター補助金ということで2,100万円計上されておりますけれども、先日の2月17日の第189国会におきまして、安倍晋三首相から初めてシルバー人材センターについて言及があったということでございますけれども、施政方針演説の、7つあったんですけど、4番目のテーマに、誰にでもチャンスの道あふれる日本の前段で、高齢者の皆さんに多様な就職機会を提供するシルバー人材センターには、さらにその機能を発揮してもらいたいというような言及があったそうです。

シルバー関係者は、一様に画期的な出来事ということで受けとめて、大きな反響を呼んでいるということでございますけれども、この点につきまして、現役世代につきましては、仕事づくりが車の両輪の一方であると思うんですけども、リタイアされた方々の老後の仕事づくりがもう一方の両輪だと思います。リタイアメントプランニングを図る上からも、シルバー人材センターの果たす役割はますます大きいかなと思うんですけども、現在の奥多摩シルバー人材センターへいろいろ支援されていると思うんですけども、その大きなくくりの中で、支援内容と、あとは今後の仕事づくりの方針等について、何かあるようでしたらお願いしたいと思います。

○委員長（原島 幸次君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（清水 信行君） それでは、1番石田委員のご質問に対してお答えを申し上げます。

こちらの新年度予算に計上させていただいておりますシルバー人材センター関係の補助

事業費といたしまして、1,029万7,000円。それから、活動拠点の設置事業補助金として914万3,000円でございますが、この活動拠点の設置事業補助金につきましては、先日の第1日目でもご説明申し上げましたけれども、東京都において、平成26年度から28年度までの3年間に限り補助率3分の2でシルバー人材センターの活動拠点の整備に充てるための補助として実施をしているものでございます。

実は、この事業につきましては、都内の区市町村にありますシルバー人材センターにおきましても、東京都で呼びかけをいたしました、なかなか手を挙げるところがないというところで、予算措置が平成26年度の半ばでございましたので、平成26年度につきましては、補正予算で対応。それから27年度につきましても、なかなか新年度予算での計上が難しい時期でございました。その中で、町でもシルバー人材センターの加入者が伸び悩んでいるということもありまして、何とか活動拠点を整備したいという要望がございまして、今現在のシルバーワークプラザの横の駐車場に屋外作業所を設置するという目的で、この補助金の申請をする予定で予算計上させていただいたものでございます。

東京都におきましても、平成28年度については、3年目になりますので、最後の年でかなり手を挙げる人材センターが多いというようなこともあり、ぜひ27年度に実施をしていただけないかということもありまして、新年度予算に計上したものでございます。

内容につきましては、先ほど申し上げましたように、屋外の作業所を設置するというところでございます。

それから、シルバー人材センターの状況でございますが、先ほど申し上げましたように会員数としては180名前後ということで、なかなか新規の加入者も少なく、その辺のところは苦慮しているところでございます。今、60歳で定年をしても、5年ほどそのまま嘱託、あるいは再雇用という形で、そのままの仕事につく方が多いということから、なかなか65歳を過ぎてからの加入という、また自分の趣味のところとの兼ね合いもありまして、加入をためらうという方も多いというふうに聞いております。

その中で、シルバー人材センターにおきましても、会員の獲得にはいろいろな方策を立てて努力をしているということを聞いております。

それから、シルバー人材センターの仕事の内容でございますが、管理郡ということで、建物の管理、例えばこの町の庁舎におきましては、夜間や休日の宿直、当直業務等ございます。それから子ども家庭支援センターにおきましても、夜間、5時以降7時までの受付といたしますか、当直。あと学校の用務員ですとか作業員なんかの仕事ということで、公共的な仕事はかなり占めておりまして、奥多摩町でも発注が大半になるということでござい

ます。

また、技能員として、植木の剪定ですとかこういったところは、需要はあるんですけども、なかなかその技術者が確保できないというところもありまして、こちらも技術者の養成のための講習会等を都全体でもやっておりますので、そちらに出席をするということで技術職の確保等も努力をしているというふうに聞いております。いずれにいたしましても、シルバー人材センターについては、これからも町の高齢者が多くなる当町にとりましては必要な事業でございますので、今後も拡大をしていくように努力をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（原島 幸次君） ほかに質疑はございませんか。

7番、師岡伸公議員。

○7番（師岡 伸公君） 今回、中学校が統合されまして1校になると。それから学級数も多分変わらないのではないかと思います。このあたりは交付税の算定という観点で影響があったのか、あるのか、その辺のところは1点。

それともう一つは、41ページに市町村振興宝くじ収益配分金と。私はたばこを吸いませんので、必ずこの市町村振興は購入しているんですけども、この配分金の基準みたいなものがありましたら教えていただければと思います。

以上2点、よろしく申し上げます。

○委員長（原島 幸次君） 企画財政課長。

○企画財政課長（若菜 伸一君） 7番、師岡伸公委員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず1点目の中学校の統合に伴う地方交付税の関係でございますけれども、ご案内のとおり地方交付税は基準財政収入額から基準財政需要額を引いたマイナスの場合にその差を交付されるという制度でございますけれども、この基準財政需要額の算定が標準的な自治体を規模にしまして、それに単位費用を掛けまして、補正係数を掛けて出すということをそれぞれ積み上げて行っているところです。

この単位費用の関係では、市町村の面積だとか、人口だとか、世帯数を初め道路の延長だとか、あるいは道路の面積、あるいは公園の面積、下水道の整備率とか、この中に小中学校の学校数、あるいはクラス数、あるいは児童生徒の人数という部分で算定がございます。これらに加えて地方交付税に算入される起債の償還費等も過疎債、辺地債、あるいは臨時財政対策債など全額算入されるわけですけども、これらの積み上げで総額が決まる

ということですが、この中で、特に中学校費のご質問ですが、生徒数はおっしゃるとおり変更はございません。すなわち人数も非常に少ないもので、学校数が2校から1校に半減するという中で、クラス数も6クラスから3クラスに減ってしまうということになります。これらの費用を積み上げて計算をさせていただきますと、およそ1,400万円ほど交付税に影響があるというふうに考えております。

しかしながら、これも1年でぐんと落ちるものではなくて、数値の急減補正というのがございまして、段階的に減ってきてまして、4年後に今の1,400万円が減額になるという仕組みであります。

これに対して、歳出のほうで古里中学校が、今まで維持管理費がかかっていたものがなくなるというところで、学校施設の維持管理が26年度の当初予算のベースで申し上げますと古里中学校費が810万円、また中学校の管理費が1校でおよそ1,100万円。合計で1,900万円が支出のほうで減っていくという形でございます。

2点目のご質問でございますけれども、市町村振興の宝くじの配分金でございますが、これにつきましては毎年秋に販売をされておりますオータムジャンボが対象でございますが、これは都道府県を通じて市町村に交付をされるものでございますが、基本となるのは市町村の人口数でございます。人口数に案分をされるのが基本でございますが、これに加えてその販売数ということもございますので、その販売数に応じた配分ということですので、人口が多くてうんと買っているところについては配分金が増えるという仕組みになっているということございまして、用途については、交付されたものについては市町村独自で支出をしていいという仕組みになっております。

以上でございます。

○委員長（原島 幸次君） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原島 幸次君） 質疑なしと認めます。以上で議案第46号の歳入の質疑を終結します。

次に、議案第46号の歳出の質疑を行います。歳出は款別に幾つかに区切って行います。

初めに款の1議会費、款の2総務費について質疑を行います。質疑はございませんか。

3番、高橋邦男委員。

○3番（高橋 邦男君） では、総務費のところなんですけども、53ページをお願いします。

総務費の財産管理費の委託料のところ、旧古里中学校施設維持管理業務委託139万

2,000 円なんですけど、金額についてはなくて、今までどおり。用務員の方が常駐するよ
うな形での維持管理なのか、その辺ちょっと教えてください。

○委員長（原島 幸次君） 企画財政課長。

○企画財政課長（若菜 伸一君） 3 番、高橋委員のご質問にお答えをさせていただきます。

この古里中学校の施設の維持管理業務でございますが、これは本議会 1 日目に条例でコ
ミュニティ施設に、スポーツ施設に位置づけをさせていただいたところでございますが、
これからも当面の期間、こういった形で解放していきたいという中でのお話でございま
すが、用務員が常にいるという形はなかなか経費的にも大変なことでございますので、事前
に施設の利用を申し込まれた日に用務員が行って、鍵の管理、あるいは伝統の管理をする
ということも踏まえて、その施設の維持管理費、今、この予算では 60 日程度を見込んでご
ざいます。

あとそのほかにも、施設の維持管理という意味で、周辺の草取り、除草ですね、それと
か内部の風通しの関係の、通風をするための人件費等も予定をさせていただいていると
ころでございます。

以上です。

○委員長（原島 幸次君） ほかに質疑はありませんか。

5 番、杉村良一委員。

○5 番（杉村 良一君） 今の高橋委員の質問に関連するんですけども、その維持管理
ということで、実は川井の自治会の役員会で、人がいなくなるので、ぜひ防犯カメラをた
くさんあちらこちらにつけてほしいという要望が出ていたんですけども、ここは委託費
ですから別の項目にあるのかどうかわかりませんが、そういう防犯カメラに関して、
この年度で計画があるのかどうかお聞きします。それが 1 点。

もう一つ、48 ページの旅費ところ、節の 9 番、特別旅費ということで、職員の研修旅費
ということで、海外派遣、2 名考えているという、そういう説明をいただきましたけれど
も、どこの国で、どのような研修目的なのか教えていただきたいと思います。

以上 2 点でございます。

○委員長（原島 幸次君） 教育課長。

○教育課長（守屋 吉彦君） 古里中学校の防犯カメラの現状についてでございますが、
小学校のほうについては、防犯カメラが現在もついております。

中学校のほうについては、防犯カメラの設置はないという状況で、今、この当初の予算

の中では、中学校のほうの防犯カメラを設置するというあの予算は用意をしております。建物自体のほうは、機械警備ということで、校舎、体育館にはセコムの機械警備がそのまま残る形ではあります。

そんなことで、また今後の補正予算等で、必要があれば設置をしていきたいというふうに考えております。

○委員長（原島 幸次君） 総務課長。

○総務課長（井上 永一君） それでは、杉村委員の2点目のご質問の海外視察でございますけれども、これは今年度、26年度の関東町村会の海外視察で、関東近県の首長さんがドイツのほうに視察に行っておられまして、その中で地域の工夫が随所に見られたり、再生可能エネルギーの取り組み、あるいは地域コミュニティのあり方であるとか、非常に参考になったということで、ぜひ職員にもそこら辺を行って研修してきてほしいというようなことで、これ東京都町村会のほうで企画をしたわけですが、そちらから派遣についてということで打診がございまして、そういうさまざまな取り組み、また海外へ行って見るとやはり職員の意識も変わって、そのようなことから町のこれからの取り組みについても非常にプラスになるのではないかとということで派遣をすることにいたしました。

視察先につきましては、ドイツ南部にございますフルト村という村がありまして、その近辺の3つの村なんですけれども、その中で再生可能エネルギーの生産ですとか、太陽光発電、水力発電、地域コミュニティ、あるいは地域通貨の使用などもやっているということでございますので、ぜひ町のほうでも参考になるだろうということで、今、主任クラス2名を派遣する予定で考えているところでございます。

○委員長（原島 幸次君） 教育課長。

○教育課長（守屋 吉彦君） 今の1点目のほうのご質問で、防犯カメラなんです、ついていないとお答えしてしまったのですが、中学校のほうにも5台、校地内になりますが、ついております。

ただ、設置から結構な年数がたっているということで、調子の悪いカメラも増えてきているということで、今年ちょっと修繕費のほうは計上をしたんですが、その辺の対応をしていきたいというふうに考えております。

○委員長（原島 幸次君） 1番、石田芳英委員。

○1番（石田 芳英君） 51ページの総務費、広報費の多摩・島しょPR番組制作負担金380万円というところですが、東京MXテレビで30分番組を制作されるということですが、内容的には見てみないとわからないんですけれども、例えばこれはDVD

とかにして、個人とか団体の希望者に配布できるのかどうか、あるいは内容がよければイベントなどで、これ団体とか個人放送できるのかどうか、その点ちょっとお伺いしたいと思います。

○委員長（原島 幸次君） 総務課長。

○総務課長（井上 永一君） 1 番、石田委員のご質問にお答えいたします。

今のこの多摩・島しょPR番組ということで、予算のご説明の中でもご説明いたしましたとおり、多摩・島しょを都民に対してPRをして、多くの方に来ていただくということで、作成するというので、そのDVD等の活用ということですが、それにつきましては、今後、町村会、あるいは東京MXを含めて、その委託の中でここを考えていきたいというふうに思いますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○委員長（原島 幸次君） ほかに質疑はありませんか。

6 番、村木征一委員。

○6 番(村木 征一君) 2 点ばかり教えていただきたいんですけども、まず 56 ページ、棚沢コミュニティセンターの用地買収費が計上されておりますけれども、JRの用地という話でしたけれども、何平米ぐらい予定をしているのか。

それから 62 ページ、13 の委託料で町税徴収員の委託料が計上されておりますけれども、確か 1 名を予定しているんじゃないかと思うんですけども、1 名でいいのかどうか教えていただきたいと思います。

○委員長（原島 幸次君） 企画財政課長。

○企画財政課長（若菜 伸一君） それでは、私のほうから 1 点目のご質問にお答えをさせていただきます。

棚沢のコミュニティセンターの入り口部分の用地買収の関係でございますが、これは踏切を渡って左手、コミュニティセンターの入り口の部分でございます、その入り口がJRの敷地内にかかっているというようなことございまして、この部分、今、花壇の一部になっているかと思っておりますけれども、この入り口部分でございます、面積については 50.54 平米となります。

以上でございます。

○委員長（原島 幸次君） 住民課長。

○住民課長（宮田 昭治君） 引き続きまして、2 点目の答えをさせていただきます。

62 ページの委託料で、町税の聴取員の委託ということで、336 万円を計上させていただいております。

これにつきましては、税収を上げる上で、滞納者を減らすということで、その辺で2年ほど前から町の元職員と委託契約をしまして、もう2年目になっております。

ここで、27年度は3年目になりますけれども、1名を採用して徴収に当たりたいということ考えております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長（原島 幸次君） ほかに質疑はありませんか。

3番、高橋邦男委員。

○3番（高橋 邦男君） 総務費で2件、ちょっと質問させてください。

1件目は、54ページになります。企画費の補助金ですね。前にも質問したんですけど、バス路線維持対策費補助金5,000万円ということで、27年度の場合には、統合の関係で増便するというので5,000万円の予算を組んでいます。

質問は、町と西東京バスとの関係ですね。町のほうで住民の人の足の確保をするので、廃線しないで続けてほしいと、バスを運行してほしいという立場でお願いしているのか、それとも西東京のほう町に赤字の補填をお願いしますよということ運行しているのか、その辺が自分としては、どちらかと言ったら西東京が甘えているのかなというところがあるんですね。

確かに住民の人の足の確保を廃止されると困るということがあるので、なかなか町のほうも言いづらいんですけど、小型バスの導入にしても燃料は変わらないからとか、あるいは配車関係で、配車がちょっと大変だとかという答弁を、去年たしかいただいたような気がするんですけど、どう見ても小型バスのほうが燃料はあまり食わないだろうし、配車のほうは経営努力でやはりサービスの一環としてそのぐらいのことは企業のほうにやってほしいなというような個人的な意見があるんですけども、町としては西東京バスに対してお願いしている立場で余り強く言えないのかどうか、その辺が1つですね。

それはもう一点は、57ページのほうなんですけど、基金運用費の庁舎建設基金費、27年度1億円ということで、こちらのほうも金額というよりも庁舎の建設についての見通しを教えてください。とりあえず積み立てるのか、それともある程度具体的な計画があるのかどうか、わかる範囲で教えてください。

以上2件、お願いします。

○委員長（原島 幸次君） 企画財政課長。

○企画財政課長（若菜 伸一君） 3番、高橋委員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず1点目の西東京バスの関係でございますが、この西東京バスでございますが、現在

13 路線ございまして、1日 39 本ほど走っております。町には、とにかく高齢化が著しいということで、この中には免許を持たない方、また免許を持っていても返納された方等いますので、いわゆる交通弱者と言われる方の足をどうやって確保するかという観点が非常に大事ななと思っております。

このような中で、実際、企業努力はどうかというお話もあるんですけども、2カ月に一度程度、私どもと西東京バスで勉強会を開いておりまして、乗員をどうやって確保するか、あるいはもっといい路線があるんじゃないか、あるいは、便ももう何分ずらしたほうがいいんじゃないかということでいろいろ打ち合わせをさせていただいて、それを反映しているところなんですけれども、この、例えば西東京バスがなくなってしまった場合に、これを仮に私どもがコミュニティーバスで、町営で、今のこの路線、この本数を維持をしようとした場合に、この金額ではできないというのが実態でございます。多分1億円以上はかかるのは間違いないと思っております。

そのような中で、私どもは西東京バスにお願いをしている部分も、公共交通という部分でございますので、かなり強くございます。そのようなことから、現在契約については、氷川営業所の赤字分については、町が負担をするという契約に基づいて毎年予算化をさせていただいております。

しかしながら、申し上げたとおり企業努力を怠るということではなくて、我々と一緒になって、JRのダイヤに合わせたり、いろいろな工夫をして利用の増加を図っていくという勉強をしておるところでございます。

また2点目の庁舎の管理の庁舎の建設基金の関係でございますが、議案の本日ではなくて、当初の1日目でございますが、基金の醸成の議決をいただいたところでございますが。このときにも申し上げましたけれども、10年をめぐりには考えていくという中で、それはあくまでこの庁舎のコンクリートの構造的な耐用年数を鑑みて申し上げたところでございます。実際には昭和59年にここの庁舎に引っ越しをしておりますけれども、そのときも、その前の段階で、庁舎の建設の準備の委員会を立ち上げまして、どこにするのか、あるいは経費をどうするのか、その費用の負担については、この前申し上げたとおり、補助がございませんので、全て自己資金ということでございますので、頼りになるのは起債のみということでございますので、できるだけ起債を少なくするためにも、予算の範囲内で毎年できるだけ多くの額を積み立てていくという強い姿勢でおりますけれども、この庁舎の建設委員会を前回、立ち上げまして、利便性のためのその意思の決定、また防災上の観点も含めて、さまざまな角度から検討を重ねて現庁舎があるということでございます。

ですから、これから時間をかけてこのような形で、前回の例にもあの鑑みまして、組織をつかって、今申し上げた金額、場所、時期等を含めて検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（原島 幸次君） 町長。

○町長（河村 文夫君） バスの問題なんですけれども、これは非常に悩ましいところでありまして、一般の議論をすると、高橋委員が言うように、効率的にするのであればバスを小さくしたほうがいだろう、あるいは日中はバスを走らなくて間引きをしたほうがいだろうという意見もあります。しかしながら、公共交通機関をいろいろ勉強したり、お互いに協議をしていく段階において、なかなか制約があるんですね。公共交通機関でありますから、一定の時間帯にきちんと走らせる。あるいは、運転手については一人当たりのハンドルを握る時間が決まっているとか、休憩があるとか、そういう細かい制約がありまして、なかなかその問題をクリアできないというのが公共交通機関の大きな問題でございまして、そうだとすれば、もう西東京バスにやめてもらおうと。やめてもらって、町営でやっていった場合に、どの程度の経費で効率的にできるか、そういう内部的な検討もしてみました。しかし、今の形態のような状況でバスを運行してもらおう、通勤通学弱者、また、観光地ですから、土日にはお客さんが来て、平日はバスに乗らないわけですから、皆様ご承知のように平日のバス、10時台から2時台ぐらいまでの小河内ダムに行くバスを見てもらいますと、ほとんど空で走っています。しかし、それも一定の制約があって、ちゃんと運行をするということが前提でありますから、総合的に勘案してみますと、そういう意味では、町自身がある一定のお金を補填することによって、観光も地域の通勤通学の問題も、今のお金でいきますと、むしろ町としては効率的ではないかなというふうに思っております。

幾つかそういう部分で検討してみましたし、もう一つは、せっかく町自身が補助金を出しているのに、バスの運転手はできるだけ町内の人を採用してくれと。そういう問題も提起して、実際に町の中に募集をかけました。募集をかけたけれども、なかなか募集に対応してもらえないという問題がございまして、私自身も自分の住んでるところにほかのバス会社に行っている運転者さんが3名ほどいますので、そういう人にも声をかけてみました。しかし、実際問題として、忙しい路線のところを走っている若い運転手さんとこちらに来て走っている運転手さんとは相当収入の格差があるようでございます。そういう点でなかなか地元雇用対策という意味でやっても、そうだとしたらもう少し年をとってから西東

京バスの運転手をやるよということで、なかなか内容というのほうまくいかないなというのが実態でございまして、一般論として効率化をするためにいろんな方法があるのではないかなということをも十分検討した上で、今のやり方が斎場のやり方であるというふうに町では考えております。ぜひ住民の皆さんからいろいろな意見が出たときに、今、お話ししたようなことを理解してもらいながら、確かに5,000万という一般財源は非常に大きな額でありますから、それ自身はあるんですけれども、町自身が直営でやるということであれば、とてもそれではおさまらないし、観光立町をとということを抱えている以上、土日祝日、お客さんが来たときに対応におくれるということになると、小型バスではとても対応できない。現在も見ていただくとわかるように、奥多摩の駅の乗降客が増えております。土日においては、春、秋については、バスに乗るまでに相当並んでいるという状況でありますから、日中と朝晩の格差が非常に大きいということで、悩ましい部分がありますけれども、町では今の方法が最良であるというふうに考えております。

ぜひご理解賜りたいと。

○委員長（原島 幸次君） お諮りします。会議の途中ではありますが、ここで休憩にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原島 幸次君） 異議なしと認めます。よって、午後1時から再開いたします。

午前11時59分 休憩

午後1時00分 再開

○委員長（原島 幸次君） 午前中に引き続き予算特別委員会を開きます。

議案第46号 一般会計予算の歳出の款1及び款2の質疑から行います。質疑はありませんか。

7番、師岡伸公委員。

○7番（師岡 伸公君） 48ページお願いいたします。目2の職員研修費の接遇研修委託。職員を派遣するということなんですけれども、これはデスクでの研修なのか、それとも現場も含めた研修というふうな形で委託されるのか、そこをちょっと教えていただきたいと思っております。

それから2つ目なんです、64ページ上段の委託料の中で、住民基本台帳カード作成というふうにあります、私も住基カードをつくっているのですが、この辺の今の役割というんでしょうか、現状のことが1点。

それから、その下段に出てまいりますマイナンバー制度とのかかわりというんですか、今後どういうふうな流れになっていくのか。我々もこの辺を把握しないと、ちょっと住民の方ともこの辺のところはいろいろ話題になるのではないかと思いますので、そのあたりをお願いしたいんですが。

それから3つ目、これは歳出全般にかかって、総務の管轄なのかなと思うんですが、そういう質問を1つさせていただいてもよろしいでしょうか。ちょっと委託料の件なんですけれども。

では3つ目、委託料の件でちょっとお聞きしたいんですけれども、こういう時代になって、世の中がいろいろ変化する中で、やっぱりどうしても委託しないとできない仕事というのはいっぱいこれから出てくると思われるんですね。そのあたりをその全体の支出の中でどういうふうにバランスとして考えていくのか。それとやっぱり、どうしてもこれは町の職員や住民がみずから手をくたさないで成り立たないのではないかというふうなものも当然あると思うんですね。その辺でどういうふうにこれからこういう委託事業をやられていくか、この辺もちょっと考え方がおありでしたら教えていただきたいと思います。

以上3点、よろしく申し上げます。

○委員長（原島 幸次君） 総務課長。

○総務課長（井上 永一君） それでは師岡委員の1点目、接遇研修の関係でございますけれども、これは26年度、今年度でも補正予算で一度計上させていただいて、既に一度研修は終わっているんですけれども、ここのところ電話の対応ですとか、窓口対応で対応が非常に悪いというようなことでお叱りを受けることが多かったものですから、やはり外部の講師を呼んで、そういう部分を職員に研修させないということで、12月に窓口関係ということで住民課、あるいは福祉の窓口に対応する職員に対しては行ったんですけれども、外部の講師に来ていただいて、接遇の基本というんですか、挨拶、身だしなみ、あるいは笑顔で応対するとか、また電話の対応についてもはっきりした言葉でというのをもう一度、課長を含めて全ての職員に研修をしようということで組んだものでございます。講義をして、その後、その講師の方に現場に赴いていただいて、それらのその中での対応についても見ていただいて、それで先日報告書も上がってきましたけれども、庁舎内の事務室内の看板といいますか、案内板の置き方もその位置だというような細かいところもいろいろ調査といいますか、していただきましたので、そういう部分も含めて、また、ここで組ませていただいた予算については、12月に受けなかった職員を中心に受けて、やはりきちんとした対応ができるようにというような中で組んだ研修でございます。

○委員長（原島 幸次君） 住民課長。

○住民課長（宮田 昭治君） 続きまして、2つ目の64ページの一番上段になりますけれども、住基基本台帳カードの作成委託ということで5万3,000円計上しておりますけれども、この住基カードというのは、住民の氏名だとか生年月日、それから性別、住所、それから顔写真まで入れて、個人の証明になるもの。一般的には、免許証などはもうその本人の証明になるのが一番いいということなんですけれども、それにかわるものとして、免許を持たない人でもそういうもので証明ができるということで作成しております、これについては条例でも毎回継続させていただいておりますけれども、つくる上での料金というのはただいておりませんので、これの材料費というようなことで、委託でつくるというようなことで5万3,000円を計上しています。

ちなみに今までで発行した枚数としましては425枚の方が発行しております、町内にそれだけの所有されている方がいらっしゃるということでございます。

ただ、このカードも10年たちますと更新ということで出ておまして、更新されない方もいらっしゃる、あとは転出したりする方もいらっしゃいますので、今現在何名の方が持っていたらいいのかというのはちょっと確認はできないんですけれども、それでこれにかわるものとして、これはこの12月いっぱいまでカードについては町のほうで発行するというので、1月からマイナンバー法の関係で、個人にまた新しいカードが発行できるという形になりますので、それにかわるという形になりますので、発行については12月いっぱい提出します。10年間、まだ利用できるということで、これから10年間まだその住基カードは証明としては利用できるという形でございます。

新しいそのマイナンバーのカードをつくる上では、この10月に町のほうから、この予算64ページの一番下に予算がございまして、情報システム関連機構というところへ委託をしまして、こちらで市内の住民の方に、カードの申請をしていただきたいということで、その数値をこの機構から出していただきます。出された通知に、申請書、それから写真をつけて、またその機構のほうに戻します。戻した段階で新しいカードができて、それでそのカードを今度発行する時点では、町の住民課のほうで本人確認ができるものがあれば、それで発行すると。もし住基カードを持っていたら、その時点でカードの交換という形で新しいカードの発行というような形になるかと思えます。そのような形で今後進めていきたいということで、およそ3年ぐらいの間にはある程度の発行ができればというふうな考え方で、今、進めております。

とりあえず今、そのくらいのところでございます。

それから、今までの住基については先ほどご説明しました4種類の情報が入っているということで、新しい情報につきましては、適用の中としては、税の関係だとか、社会保障の関係。社会保障というのは、医療保険だとか介護保険とかそういうもの関係になるかと思えますけども。

それから、それ以外に福祉関係、福祉でも障害だとか、身体障害者とかそういう方々の情報だとか、あるいは予防接種とかそういうようなもの、それから教育委員会関係もいろいろな形で利用できるというのは形になりますので、メリッ的にはいろいろな形のもものがその情報として入ってくるというような形になるかと思えます。

○委員長（原島 幸次君） 町長。

○町長（河村 文夫君） 恐らく、今自身のカードをどうするか、今自身のカードは住基が入っていますから、パスポートを持っていくときに、従来は住民票をとっていかなければいけなかったわけですね。住民票をとるいろいろな手続については、今のカードがあれば持っていかなくても、それで全部済むわけです。さらにマイナンバーになった場合には、今度範囲が広がりますから、その手続や窓口事務がさらに簡素化されると、こういうことになります。

具体的な状況としてはそういうことです。

○委員長（原島 幸次君） 総務課長。

○総務課長（井上 永一君） マイナンバー法にかかわったことで、個人番号カードを配布するというので、日程等については先ほど住民課長から話がありましたけれども、その中で利用範囲というのが法律の中で規定されておりまして、社会保障分野、税、あるいは災害対策における部分でということで、社会保障の部分では、年金の取得確認ですと、給付を受ける関係。また、労働分野で雇用保険の資格の関係。また、生活保護の低所得者対策の事務等。また納税分野では、確定申告ですとか税関係の届出書。災害対策分野では、被災者の生活再建支援金の支給に関する事務等ということでございまして、また戸籍証明等についても、その個人番号カードで、コンビニ等でも発行できるようにしていこうというような国のほうの方針もございまして。

また、それらの手続で、例えば年金申請などでは、行政手続といいますか、申請書だとか書類添付が不要になるとか、そういう部分で、そのようなことに対して非常に手続が簡素化されるというようなメリットがございまして。

以上でございます。

○委員長（原島 幸次君） 企画財政課長

○企画財政課長（若菜 伸一君） それでは、私のから3点目の委託料全般にかかる状況やら考え方についてお答えをしたいと存じます。

今、まちの状況を申し上げますと、全課において、何らかの形で委託は行われているということでございます。この委託の内容でございますけれども、施設の維持管理、あるいは清掃、また機器類の保守点検などはもちろんなんですけれども、各種事業、イベント等、あるいは研修会等の開催、運営、あるいは公用車、庁用バスの運転。またごみやし尿の処理、シンクタンク、あるいはコンサルティング業務。また、病虫害、害虫の駆除だったり、消毒、あるいは物品の製作、あるいは調査研究測定、あるいは集計、コンピュータ関係の高度に専門化した部分。また修繕、あるいは測量、設計図。工事関係の設計の委託等もございまして、非常に多岐にわたった状況でございます。

この委託をする理由でございますけれども、町としては業務の効率化、あるいは人件費等の経費の削減を目指すのが第一義的でございます。あるいは、2点目としては、知識、技術の高度化により、直接職員が対応できないというコンピューター関係のものなどもございまして。

また、住民協働社会の実現に向けた住民参画の奨励ということで、先ほど委員からもお話があった住民との協働ということでは、例えば、資源ごみの収集なんていうのは、まさに住民の皆さんに協力をいただいて、実施をして、地域に還元をさせていただいている部分かなと思います。

また、法律制度等の制約ということで、今、お話のあったマイナンバーなどの委託費で5,000万円という金額は、流れてきているものがそのまま制度上の制約の中で委託をしているというものでございます。

また、民間感覚により市民サービスの向上を図るという概念では、指定管理施設が19施設ございますので、そういった施設については民間の感覚で営業してもらったほうがいだろうということでやっております。

これら委託費は、主に物件費に属しております。物件費、そのほかにも普通建設、あるいは災害復旧費等にも若干含まれておりますけれども、これら全体を見ますと、平成27年度の一般会計予算ベースでございます。歳出の総額63億2,000万円でございますが、このうち串刺しをしてある資料によりまして、13億8,000万円。歳出全体の21.8%が委託費を占めているということで、これも26年に比較して、1億2,500万円ほど増えております。ちょうど1割伸びています。

ただ、これは現象面だけのお話でございますので、この委託費の1億2,500万円の伸びに

については、マイナンバー、今のお話がございますけれども、これの開発資金が5,300万円。また、森林再生が900万円伸びていると。あるいは、花粉症対策事業においても、5,250万円ほど伸びているということで、これらの事業は国庫、あるいは東京都が10分の10で見ているということでございまして、町の負担を伴わない見かけ上の伸びというふうにご理解をいただいたらいいのかなというふうに思います。

これらのことを鑑みて、経常収支比率、その他財務指標も年々改善をしてきているところでございますので、そこにもあらわれているのかなと思っております。この委託料の総額は、今、申し上げた東京都の受託事業だけでも4億5,200万円あるということで、実に委託費全体の32.8%はこの都の受託事業だと。これはとりもなおさず、この地域における仕事づくりだったり、雇用の創設だったり、あるいは産業の振興ということで、非常に大切な事業でございますので、一概に総額だけが、総額の多寡だけを問題にするのは、ちょっと問題があるのかなというふうに思っております。いろいろな要素を含んでいるということをご理解いただきたいと思います。

その上で、従来から行政改革を推進して定員管理を積極的に進めておりますけれども、また地方分権の流れの中で、毎年幾つか仕事も移ってきております。住民ニーズの増大による事務の増大も含まれておりますので、事務量全体は増えていく傾向にあると認識をしておりますので、ここの2月につくりました第4次の行政改革大綱。これは平成27年から5カ年の計画なんですけれども、この計画の中においても積極的に事務の委託化を推進するというように定めております。この計画の今後考え方でございますけれども、業務委託を行うことによって、人件費を初め、各種の経費が、縮減が図られるかという問題が第1点でございます。

それと2点目は、住民サービスの向上につながっているかということでございます。

そして3点目は、それらの契約が、前にやっているから同じ業者でということではなくて、契約方法を含め、適正に、効率的になされているかという観点において、これから事業委託を、事業を進めていきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。委員長（原島 幸次君） ほかに質疑はありませんか。

1番、石田芳英委員。

○1番（石田 芳英君） ページでいいますと53ページの総務費の公営財産管理システムに関連する経費が計上されているんですけども、これはちょっと関係するとは思いますが、昨年来、国のほうで中央公会計の整備促進についてということが、大変今、議論になっておりますけれども、先日の1月23日に総務大臣から各都道府県、各都市に文書が

発送されまして、統一的な基準による公会計の整備促進についてというのが発送されたみたいでございます。この中身につきましては、人口減少とか、少子高齢化が進展している中、財政のマネジメント強化のため、地方公会計を予算編成等に積極的に活用し、地方公共団体の限られた財源を賢く使う取り組みを行うことは極めて重要であるということで、統一的な基準地方公会計マニュアルに取りまとめて、当該マニュアルにおける統一的な基準による財務書類の作成手順や資産の評価方法、固定資産台帳の整備、手順、連結財務書類の作成手順、事業別、施設別のセグメント分析を初めとする財務書類の活用方法等を示しており、つきましては、当該マニュアルも参考にして、統一的な基準による財務処理等、原則として、平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 年間で全ての地方公共団体において作成し、予算編成等に積極的に活用されますよう、特段のご配慮をお願いしますという内容みたいでございます。

特に公共施設棟と老朽化対策にも活用可能である固定資産台帳が未整備である地方公共団体においては、早期に同台帳を整備することが望まれるというようなことが書かれておりますけれども、先日、師岡委員さんより公共施設の老朽化ということで、一般質問があって、ちょっと重複するかもしれませんが、特にこの固定資産につきましては、いつ幾らでどのような構造でつくられ、その後の補修状況とかどうなっているのか、そのような情報などの入った固定資産の作成管理が今後非常に重要になってくると思うんですけども、その点を踏まえまして、2 点ばかり質問させていただきたいと思います。

1 点は、町における財務会計システムの現状と今後の対応がどうなっておられるのか。2 点目は、現在の固定資産台帳の整備状況はどうなっておられるのか。2 点についてお伺いします。

○委員長（原島 幸次君） 企画財政課長

○企画財政課長（若菜 伸一君） 1 番、石田委員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず 1 点目でございますけれども、財務会計システムの現状と今後の対応というお話でございますが、これについては、市町村の会計でございますが、地方自治法の規定に基づきまして、現在、現金主義、単式の簿記を採用して、決算をしております。

しかしながら、この平成 18 年の総務省からの地方公共団体における行政改革のさらなる推進のための指針というものに基づいて、平成 23 年度決算において、遅くともここまでに財務 4 表を作成して、情報公開をなささいという指示が来ておったところでございますが、私どもでも平成 23 年度の決算から、現在、ホームページで、この 4 表については情報の開

示をさせていただいてるという状況でございます。

しかしながら、これは東京都の簡易版という、決算統計の数値を使ったシステムに基づいて作成をしているものでございます。今、委員からもご指摘のございました平成 29 年までの 3 カ年で地方公共団体において統一的な基準による財務書類を作成するというところで、私ども通知をいただいております、まさにこのための前段ということで、固定資産台帳を、この 53 ページにございますけれども、公有財産管理システムの保守委託というのをやらせていただいて、台帳自体は平成 24、25、26 の 3 カ年でおよそ 1,000 万円をかけまして整備をしております。

この数字を、台帳を用いまして、今後公共施設の総合的な管理計画、あるいはこの公会計制度の財務書類の作成に役立たせていくという、そのためにつくってきたものでございます。

今のお話のございました財務会計の状況では、現在このような状況ではございますが、29 年の決算をやるためには、28 年の当初からこのマニュアルに従ってやっていかなければつくれないということでございますので、今年、27 年の秋ごろから、執行体制を含めて整備をして、作業を進めていきたいと考えておりますけれども、東京都でも市町村のために研修会等を開いていただいておりますので、担当職員がそれに出向きまして、今、勉強をしているところでございますので、ご理解をいただきたいと存じます。

以上です。

○委員長（原島 幸次君） ほかに質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（原島 幸次君） 質疑なしと認めます。

以上で款の 1 議会費、款の 2 総務費の質疑を終結します。

次に款の 3 民生費、款の 4 衛生費について質疑を行います。質疑はございませんか。

3 番、高橋邦男委員。

○3 番（高橋 邦男君） 衛生費のほうでお願いします。104 ページです。

衛生費の予防費、健康相談事業費のところなんですけれども、今年度まで遠隔医療、相談事業ですか、6 年間実施してきて、自分も実はスタート時からお世話になって、健康に対する意識、自己意識というんですか、そういうものの向上が、自分自身も見られましたし、それから参加している住民の方々にもそういう意識が向上をして、非常に成果のある事業だったなという感じがしています。27 年度からは、それが事業が打ち切られて、町の事業に移管するというところで、どの程度遠隔医療でやったものが行われるのか。例えば採

血して、その結果をもとにお医者さんと相談できたということなんですけれども、27年度からはどの程度の事業になるのか、もうちょっと詳しく教えてほしいと思います。

○委員長（原島 幸次君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（清水 信行君） 3番、高橋委員の健康相談事業についてのご質問にお答え申し上げます。

今、委員のほうからお話があったとおり、6年間にわたりまして、慶應義塾大学と共同して遠隔予防医療相談事業というのを実施してまいりました。この事業につきましては、国の文部科学省の予算をもとにそれを実施してまいったものですが、これが、予算が終了という形で事業も終了したものでございます。

ただ、これまで培ってきた住民の皆様の健康意識をここで終了させるのはもったいないということで、私どもが考えまして、これまでの遠隔予防とは別の形で、住民の方を主体にぜひやっていただければと思っています。

ただ、その住民の方主体と言いましても、ただ集まって、健康のための事業をするというわけではなくて、その中には保健師からの指導ですとか、管理栄養士からの指導も含めて、それから今、委員からも話がありました採決も、当然それは予定をしてございます。回数は若干減るかもしれませんが、採決をして、その結果に基づいての指導を行っていくと。その中でまたこの予算でも計上してございますが、医師委託ということで、10回程度、医師との相談も行っていくと、10回ですから、今、10カ所でやっておりますので、1カ所に1回ぐらいということになるかと思っておりますけれども、そういうことで実施をしてみたいと思っております。

これは、今、参加をいただいている方が150名ほどなんですけれども、もっとこれは増やしていても当然いいものですので、ぜひこれを広めていきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（原島 幸次君） ほかに質疑はありませんか。

7番師岡伸公委員。

○7番（師岡 伸公君） 76ページ、子育て支援に関するいろいろな負担金、補助金のところなんです、保育園の第一週目からというふうなことも含めて、非常に手厚く配慮されていると思うんですが、ここに多子家庭水道料金一部支援事業と書いてありますけれども、そういう意味では、もう多子家庭というくくり、縛りがあるのは、この水道事業だけになったという理解でいいのかというのがまず1点目です。

それから2つ目なのですが、81ページの目の15番、人にやさしい道づくり整備事業なのですが、減額になっていますけれども、これは今までの事業が進展してきて、浸透して、各自治会からいろいろな要望が出て、それに対して町が対応したという、そういう成果だなというふうに私は思っているんですけれども、先日もちょっと1件、そういうふうな要望が自治会長さんと話した内容にあったんですが、早速、その日に職員が飛んできてくれて、見てくれて、対応してくれたんですね。

ただ、その道のところの地主さんが複数であったりだとか、もう少し詳しい内容を私、把握していないんですけれども、やっぱり条件がそろわないでできないというところもまだあるように伺っています。この辺の条件整備というか、緩和策というか、これからどういうふうにしていったら、もう少し、本当に道をつくってあげたいところにつくるために、何か方策がないのかなとそのとき感じたものですから、そのあたりのところ。

それから、3つ目なのですが、衛生費の113ページ、ごみ収集の件なんですけれども、今、枯れ枝とか草は可燃の袋で出すルールだというふうに思っているんですが、枯れ枝なり、伐採した木が大量に出てくると、なかなかそれを袋に入れて小まめに切って出すという、そこまでの努力がなかなかされないで、野焼きをしまったりだとか、そういうのも間々見受けられるんですね。それで、このあたり、この町だからかもしれませんけれども、そういう樹木だとか、枯れ枝を、また別の方向で、例えば予算措置をして収集するとか、これは予算があればの話ですけれども、そういうものが今後可能なのかどうか。それともやはり今まで同様、ルールどおりに細かく切って出してくださいというふうにやっぱり住民の方に言っていくのか。そのあたりのところちょっと聞かせていただければと思います。

以上3点、よろしく申し上げます。

○委員長（原島 幸次君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（清水 信行君） それでは、7番、師岡委員の、まず1点目のご質問でございます。76ページの少子化の関係の子ども・子育て支援推進事業の関係でございます。この水道料金の一部支援事業ということで、これ、具体的には1カ月1,000円を助成するというので、3人以上のお子さんがある家庭に対してということなのですが、ここで、新年度で大幅に拡充をするという中で、ここは残したということにつきましては、具体的な金額が、あまり経済的な支援といいましても、本当に一部ということになっておりますので、特にここはそのままにしておいたというものでございます。

それから、81ページの人にやさしい道づくりでございますが、これは毎年5月の自治委

員会議の席上で自治委員の皆様、自治会長の皆様にご説明をいたしまして、おおむねの流れを説明してございます。その中で、ある程度の締め切りといいますか、ルールもありまして、先ほど委員の方からお話がありました、権利関係のことについては、まずそれは自治会のほうで整備をしてくださいと。それが整った上で、私どもで道をつくったりとか、手すりをつけたりとか、段差解消したりとか、そういう事業でございます。そうした中では、ある程度自治会の皆様に、ちょっとご負担をおかけするといえますか、その辺の調整をお願いしている者でございます。

そこまで、逆に言えば行政がやってしまうと、それはもう町の実施事業になってしまいますので、その辺は住民との協働という観点から、ぜひご理解をお願いしたいと思います。

○委員長（原島 幸次君） 住民課長。

○住民課長（宮田 昭治君） 3点目の枯れ枝とか草の関係でございますけれども、奥多摩町は、今現在、ご存じかと思っておりますけれども、西秋川衛生組合で運搬し、処理しております。それで、組織市町村の4市町村の中で、西秋川衛生組合に搬入する基準づくりがありまして、その基準の中でどういうものは可燃ごみなのか、あるいは不燃ごみなのか、あるいは有害だとか、そういうことで、それぞれ細かいところまで分類したものをそれぞれの市町村が同じようなレベルで冊子もつくりまして、住民の方に配布しまして、それでそれに基づいて出していただくというようなルールが一応ありまして、そのルールがあることで、枝についてもある程度の束の太さだとか、長さとか、そういうものも規定されているということで、その辺をご理解いただきたいと思っておりますけれども、多量に枝が出るというのは、普通、植木屋さんが植木を手入れした後の枝だとか、そういうものについては、植木屋さんが産業廃棄物の処理業者のほうへ運搬して処理していただいているのが現実かなというふうに思っておりますけれども、一般家庭では多量に出るといえるのは、それほどはないのかなというふうには思っております。

そういうことで、一度に出すとあれですので、少しずつ出していただければよろしいかなとは思いますが、どうしても畑で多量の草だとか、あるいはそういうものにつきましては、そういう堆肥にできるような場所があれば、そういうふうな形で皆さんに処理していただいているようなお話もさせていただいておりますので、ぜひそのような形で処理をお願いできればというふうに思いますが。

中には、ご存じかと思っておりますけれども、畑で火を燃やしている方もおりまして、そういうところにはすぐお話にいて、近所迷惑になるとか、そういう東京都の条例がございまして、燃やすこともできないということで、そういうお話をさせていただいて、ご理解い

いただいているような状況でございますので、そのような形で対応していただければというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長（原島 幸次君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原島 幸次君） 質疑なしと認めます。

以上で款の3民生費、款の4衛生費の質疑を終結します。

次に款の6農林水産業費、款の7商工費、款の8土木費について質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員長（原島 幸次君） 7番、師岡伸公委員。

○7番（師岡 伸公君） 119ページをお願いいたします。農業振興総務費の中で、山葵塾講師賃金と出ていますが、現在、山葵塾の塾生が多く出て、皆さんそれぞれ自分の耕作地やいろいろなところでその成果を展開されていると思うんですけども、中にはやはり耕作地を持たない方も多くいらっしゃるって、ぜひその勉強したことを生かしたいというお話を聞きます。この辺のところを町全体の中で、その耕作地の提供とか、何かそういう手だてがありましたら、ぜひお願ひしたいと。

それからまた、もしそういう場合にはどういうふうな形で窓口のほうにお邪魔したらよろしいか教えてください。お願ひします。

○委員長（原島 幸次君） 観光産業課長。

○観光産業課長（原島 滋隆君） 7番、師岡委員の山葵塾の卒業生の方が、ワサビを実際につくる場合についてということでご質問をいただきましたが、山葵塾につきましては、栽培技術の伝承ですとか、後継者の育成、それから実効性や、現にワサビをやられている方との交流、こういったことを目的に平成14年度に第1期生を募集しまして、これまで9期生、47名が卒業し、現在は10期生4名が受講中と。また、11期生を募集中ということになっております。耕作する田んぼがないというようなことにつきましては、私も聞いております。また、奥多摩わさび栽培組合の総会に出席した際にも、組合員になられた山葵塾の卒業生の方から、ワサビ田がどこにあって、どのような方が所有されているのかなかなかわからないので、組合のほうからあっせんをしてほしいというような要望も出ておりました。

山葵塾の方が、こういったことでワサビをつくっていただくことは、目的でございます山葵栽培の技術の伝承ですとか、後継者の育成といったことの目的が達成されるということになりますので、委員が申されているように、卒業後にワサビ栽培をやっていただくこ

とが一番いい事業成果になるというふうに考えています。

そういった中で、今回 26 年度に農地台帳システム、これは住基台帳ですとか、固定資産台帳と突合したものになりますので、台帳に出ているものに限りませんが、ワサビ田の場所、それから所有者、こういったものの状況が把握できてくることになります。そういうことで、またもう一つとしまして、わさび栽培組合に入っていただくということが、これまで行ってきたワサビ田モノレールですとか、それからワサビ田の防護ネット、これの補助の対象ということで東京都も捉えておりますので、まずはワサビ組合に入ってください、町としましては、ワサビ栽培組合のほうに、今言いました台帳システムの中で出せる情報、こういったものを提供していきながら、あっせんをしていただくようなことを要請をしていきたいというふうに思っておりますので、ご理解をいただければと思います。

○委員長（原島 幸次君） ほかに質疑はありませんか。

3 番、高橋邦男委員。

○3 番（高橋 邦男君） 商工費の 139 ページをお願いします。観光施設費のはとのす荘建設事業費のところなんですけど、金額についてはないんですけども、オープンも近いということで何点か質問させていただきます。

まず 1 点目は、雇用の関係なんですけれども、もう既に雇用確保が終わっていると思うんですけど、その中で町内の方の雇用状況、何人中何人ぐらいが町内の人なのかと。わかる範囲でお願いしたいと思います。

2 点目は、ぜひ住民対象の見学会ですね。というのは、やはりあれだけの施設ですから、多くの住民の方が関心を持っていますし、それから外壁の工事も終わったので、建物の姿が国道から見えるようになったということで、非常に期待もあるし、もちろん心配もあるんですけど、そういう意味で、ぜひ中を見たいなという方もいるだろうし、あるいは自分の友達だとか、あるいは親戚、町外の方へ、こういう立派な建物ができたので、ぜひ 1 回来てくださいというような PR も、住民の方はしてくれるような気がするんですね。そういう意味で、住民対象の見学会の実施計画があるのかどうか。

それからもう一つは、4 月 28 日にオープンセレモニーで 5 月 3 日がグランドオープンということで、あと 1 カ月半ぐらいでオープンするんですけども、その準備の進みぐあい、進捗状況というんですか、それをわかる範囲でお願いしたいと思います。

○委員長（原島 幸次君） 観光産業課長。

○観光産業課長（原島 滋隆君） 3 番、高橋委員のご質問にお答えをさせていただきます。

はどのす荘の雇用の状況についてですが、既に雇用する予定者全員が決定をしております。お尋ねの、そのうちの町民の割合についてということですが、短波放送等で募集しますというのをお流しをさせていただいておりますが、支配人ですとか、副支配人、料理長、こういった方を除くと全部で雇用をする方が23名となっております。このうちの町民の占める割合ですが、14名ということで、全体の61%ということになります。採用する方の年齢についてなんです、一番若い方で25歳、そして最年長の方で70歳ということで、非常に幅広い層の方に働いていただく場が提供できるというふうにも考えております。

それから、附則の情報になりますけれども、この23名については、かなりさまざまな資格や経験を持っている方が多くて、都心の一流ホテルで働いていた方もいれば、観光英語検定3級なんていうのを持っている方ですとか、あとは日本の宿おもてなし検定中級という資格ですとか、アロマセラピスト、ネイリストといった、さまざまな資格を持っている方もスタッフに加わりますので、今後、ニーズに合わせたサービスの提供というのも考えていながら運営していただくように指定管理者のほうと協議をさせていただいております。

それから2点目の見学会についてでございますが、委員が申されるとおり、町民の方に来たものを見ていただき、また、口づてでPRをしていただくのが非常に効果的な方法だというふうに思っておりますので、そういったことから、見学会を予定してございます。今、調整中で、まだ確定ではございませんが、やはり休日の方が働いてる方も見に来ていただけるというようなことで、現在、4月26日で見学会を開けないかということで調整をしております。お知らせにつきましては、4月号の広報、それから短波放送等でお流しをさせていただいて、朝から夕方まで長い時間をとって、来ていただいた方に、その都度、客室ですとか、レストラン、宴会場、それからお風呂なんかを見ていただいて、今後PRもしていただければというふうに考えております。

それから、最後の現在の進捗の状況ということですが、既に予約等は開始をしております、今のところまだ、これからさまざまな検査が、建築基準法の関係から始まりまして、消防法、それから保健所との関係ということで、全てが完了しないと旅館という確定にはならないんですが、今は自社サイトでもう既に募集もし、料理のほうも決定をして、今のところですと100組ぐらいの方が既に予約をいただいているというような状況です。

そういったことで、今、宿泊料金ですとかメニュー、それから指定管理者側で用意していただく、料理に合わせた食器。こういったものは全て100%完了ということで、今、パンフレットが、オープン時のチラシがあるかと思うんですが、あれは既にできているんで

すが、まだ工事中ということで、さらに細かいものというのが、中に備品、ソファですとかテーブルがまだ入っていないという関係で、こちらについてはそれが整った後にオープン後のしっかりとしたパンフレットをつくるということで、今は策定中というようなことになっております。

それから、細かいところですとスタッフのユニホーム、これも採寸までが終わって、発注ということで、まだ納入はされていないということで、実施率でいうと75%という報告を受けております。ということで、5月3日のグランドオープンに向けまして。今、着々と準備が順調に進んでいるというような状況でございます。

以上です。

○委員長（原島 幸次君） ほかに質疑はありませんか。

8番、酒井正利委員。

○8番（酒井 正利君） 129 ページの名坂線林道立木伐採工事とあるんですけども、この切った木は、木材、バイオマスのほうの利用とか、そういう関連性はどのようになっているのかお伺いしたいと思います。

それともう一点、134 ページの委託料の町民宿泊補助事業委託 750 万円ということで出ているんですけど、説明では、町民全員ということでお話を聞いたんですけども、町民全員で750万円というのは、どういう計算になっているか、詳しくお願いしたいと思います。

○委員長（原島 幸次君） 地域整備課長。

○地域整備課長（須崎 政博君） 名坂線の立木伐採につきましては、現在、名坂線につきましては、1,250メートルの規模の延長を予定しているわけですが、立木伐採につきましては、とりあえず保障いたしまして、今年度、300本あたり予定しているわけですが、とりあえず地権者の要望によりまして、その場所へ伏せておいておくれということなんです。

それと、あと去年、切った伐採につきましては、地権者がその材木屋さんに、1,000円満たない金額で売って、搬出もしております。今後、地権者の要望によって、また考えていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○委員長（原島 幸次君） 観光産業課長。

○観光産業課長（原島 滋隆君） 8番、酒井委員のご質問ですが、最初の名坂線の木材、バイオマスの利用ということについてなんですけど、林道の伐採に限らず、主伐されて、道から近い分については積極的に搬出していただきたいということで、さまざま、直接働き

かけをしております。

ただ、今2メートル以上というような規定で、非常に重いということもありまして、また立木補償が出ているということから、地域通貨のみの3,000円の買取というようなことでなかなか進んでいない状況ですけれども、今回、ちょっとずれてしまいますが、むかし道で、今行っております観光に資するというので、イロハカエデの部分を見えるような伐採をしているんですが、こちらについてはソマーズというボランティア団体があるんですが、切った後はその方が、その団体が木をできる限り道に近い部分だけを出すというようなこととお話のほうをさせていただいて、了承していただいたところですので、こういった出せる団体と森林所有者、山元とのコーディネートをさらに強化して行って、うまく回せるようにというようなことを引き続き検討していきたいと思っておりますので、ご了承いただければと思います。

それから、町民の宿泊事業750万円、町民全員という話からすると、というようなお話でしたが、確かに現在で750万円ということになりますと、町民がおよそ5,000人強の対象者ということになりますので、補助の内容としましては、全町民の方を対象に、町内の全ての旅館、民宿、国民宿舎でこの事業に賛同していただける宿を対象に、無料宿泊券を配布していくというような予定でございます。現在規模でいきますと700名程度の金額でございますので、今後、補正等によって対応していきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただければというふうに思います。

○委員長（原島 幸次君） ほかに質疑はありませんか。

5番、杉村良一委員。

○5番（杉村 良一君） 144ページの款の土木費の件ですけれども、上から2行、3行、松葉穴沢線の工事の件ですけれども、今現在、この穴沢線には小さな橋が1つ立ててありまして、その手前の東側を今工事中、道路拡張工事での3月で終わるかと思うんですけど、来年度はその橋の部分が多分工事されるんだと思うんですけども、当初、埋め立てて、東側はずっと国道から上がってきたところは埋め立てて、こうやられたわけですけど、同じように埋め立てて拡張するというようなお話を聞いておりましたけれども、実際どのような工事内容になるのか、また、いつごろから工事を開始するのかお伺いいたします。

○委員長（原島 幸次君） 地域整備課長。

○地域整備課長（須崎 政博君） 5番、杉村委員の質問にお答えします。

松葉穴沢線につきましては、砂防指定地内の関係がございまして、今、協議しているところでございます。今年度の拡幅工事が終わりました、来年度は橋梁、砂防指定区域を避

けるための、20メートルぐらいの橋を架設しまして、その中で架設後に、その先の道路整備を行っていきたいと思います。

その全体延長が550メートルの計画でございますが、来年度につきましては、橋長が約20メートルの橋梁となっておりますので、小規模橋梁でございますので、架設工を1年でやりたいと考えておりますので、一応、市町村土木の事業でございますので、設計審査、また東京都の砂防の許可等がございますので、一応8月をめどに発注をしていきたいと考えておりますので、ご理解していただければと思います。

○委員長（原島 幸次君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原島 幸次君） お諮りします。会議の途中でありますが、ここで暫時休憩にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原島 幸次君） 異議なしと認めます。よって、午後2時10分から再開いたします。よろしく申し上げます。

午後1時58分 休憩

午後2時10分 再開

○委員長（原島 幸次君） 休憩前に引き続き、予算特別委員会を開きます。

議案第46号 一般会計予算の歳出。款の6、款の7、款の8の質疑から行います。質疑はありませんか。

9番、須崎眞委員。

○9番（須崎 眞君） 土木費でお伺いしたいんですけど、141ページなんですけど、未登記路線の測量委託になって出ておりますけど、今、現況がどんな進捗状況になっているかお聞きしたいんですけど。

それと144ページなんですけど、熊沢地内の残土処分場、設計委託ですけど、規模、内容についてお聞きしたいんですけど。

また、ここは大丹波川が通っておりますので、その設計に当たっては十分、崩れても平気なような、災害が起きないような設計等にもお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○委員長（原島 幸次君） 地域整備課長。

○地域整備課長（須崎 政博君） 9番、須崎委員のご質問にお答えします。

まず、1点目の未登記路線につきましては、今現在、奥多摩町で155、6路線ございま

す。平成 17 年度から地籍調査を行ってまいりまして、地籍調査が終わったところから、今、随時未登記路線については着手しているところでございます。

また、未登記路線が進まない理由としましては、所有者が亡くなり、相続の手續とか、また抵当権の問題、それが解除されていなかったり、いろいろさまざまな問題がございますが、未登記路線の解消地区としましては、平成 17 年度より地籍調査を実施してまいりました日原、川井、海沢、大丹波を対象路線としまして、19 路線中、17 路線に着手しまして、地権者が 42 名。筆数にしまして 87 筆を解消したところでございます。今後も地権者の理解と協力をいただきながら、地籍調査の完了地区から未登記路線の解消に努めてまいりたいと思いますので、よろしく申し上げます。

2 点目の熊沢線の残土捨て場でございますが、これにつきましては、市町村土木補助事業で実施する南平熊沢線の道路工事に伴う専用の残土捨て場となります。平成 27 年度に実施する箇所につきましては、急峻な場所で、掘削量が多いことから、近隣の場所へ処分を行うことで工事金額が、コスト削減を図ることができるということで、それにより工事延長を少しでも延伸することが目的でございます。

また、規模につきましては、4,500 立米の搬入を見込んでおります。また、先ほど委員の質問にありましたけれども、大丹波川という河川がありますので、十分に各関係機関と調整を行い、安全性のある残土処分場として考えておりますので、よろしく申し上げます。

以上でございます。

○委員長（原島 幸次君） ほかに質疑はありませんか。

8 番、酒井正利委員。

○8 番（酒井 正利君） 1 点だけ、138 ページの委託料の森林資源を活用した観光振興森林整備業務委託の説明がなかったので、詳しい説明をよろしく申し上げます。

○委員長（原島 幸次君） 観光産業課長。

○観光産業課長（原島 滋隆君） 8 番、酒井委員のご質問にお答えをさせていただきます。

森林資源を活用した観光振興森林整備事業でございますけれども、平成 26 年度が初年度ということで、27 年度は 2 年度目ということになります。1 年度目につきましては、ただいまご質問をいただいたときに、イロハカエデの周辺の景観ということで、むかし道から多摩川が見えるように、またイロハカエデが映えるようにということで、その周辺の伐採をしております。東京都の観光部の補助事業となつてございますけれども、27 年度につきましては、現在計画しているのは、本仁田山山頂付近の眺望、一部伐採がされていまして、

埼玉ドーム、西武球場のほうが少し見えるかと思うんですが、その辺をさらに見通しがきくように伐採をするということで、現在、計画をしております。

なお、この事業につきましては、27年度までの事業ということで、27年度をもって一旦終了ということになります。ということで、これにつきましては、森林、特に森林再生事業等を行っている業者に伐採の委託をして、切っていただくというようなことを予定しております。

以上です。

○委員長（原島 幸次君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原島 幸次君） 質疑なしと認めます。

以上で、款の6農林水産業費、款の7商工費、款の8土木費の質疑を終結します。

次に、款の9消防費、款の10教育費、款の11災害復旧費、款の12公債費、款の13諸支出金、款の14予備費について質疑を行います。

質疑はありませんか。2番、宮野亨委員。

○2番（宮野 亨君） 168ページの中学高校建設事業費、一番下のほうですね。その中で、今度、奥多摩中になりますので、そのときにグラウンドが、砂利が荒いというか、グラウンドを整備していただけないかというふうに思いまして、今度、新しくクラブ等、大勢、みんなが元気にやるのに、少し、野球の話なんですけど、スライディングすると膝がむけちゃうと。ざらざらしているということで、できればグラウンドの整備をしていただいて、砂を入れていただくとか、部員さんたちが整備すればいいんでしょうけれども、やっぱり全体に細かいのと大きいのでは、全部入れかえていただくような形をとっていただけないかなというふうに思いますので、そのところをよろしくお願いします。

○委員長（原島 幸次君） 教育課長。

○教育課長（守屋 吉彦君） 2番、宮野委員のご質問にお答えいたします。

168ページ、現在の奥多摩中学校建設事業費の予算の中では、今、言われたグラウンドの関係の予算というのは見てございません。確かに今度の奥多摩中学校のグラウンドにつきましては、非常に雨が降るともうぐちゃぐちゃにぬかるんでしまったりとかありまして、昨年、中学校統合建設事業費の中で駐車場整備を行うに当たって、土壌改良もしながらというところがあったんですが、非常にコストがかかるというようなところで、最低限の駐車場整備とさせていただいたという経緯もございます。

今、宮野委員が言われました砂等の入れかえ等を含めて、今後、検討してまいりたいと

思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○委員長（原島 幸次君） ほかに質疑はありませんか。9番、須崎眞委員。

○9番（須崎 眞君） 教育費で167ページなんですけど、備品購入費で、タブレット端末を購入して、子供たちに与えるということが非常にこれからの。子供さんにいい、将来にわたっていいのではないかなと、これからの子供たちが育つ中で、いろいろパソコンは各家庭でいじくっていると思いますけど、その中で、ただ学校だけで使用できるのか、またおうちに帰ってそういうのを使用できるのか、そんなところをお聞かせを願いたいと思います。よろしくをお願いします。

○委員長（原島 幸次君） 教育課長。

○教育課長（守屋 吉彦君） 9番、須崎委員のご質問にお答えいたします。

この新校奥多摩中学校の開校にあわせまして、今回、クラウドサーバーを活用して、学校ホームページに再編するというので、こちら導入委託料をまず計上しております。

このクラウドサーバーを利用することで、現在、緊急通信システムがありまして、保護者に非常時に一斉メールを配信するシステムがあるんですが、こちらが昨年の大雪等のときも、学校のパソコンからでなければ流せないということがありまして、保護者へのお知らせが遅くなったということもありました。

これも合わせて解消するというので、このクラウドサーバーを利用することで、学校管理職が交通機関の不通等により学校に出勤できなくても、管理職の携帯端末等から、その一斉メールが配信できるということもあわせて、このクラウドサーバーを使うということでございます。

このクラウドサーバーを使うことによりまして、この備品購入費でタブレット端末、87台分を計上しておりますが、こちらにつきましては、生徒一人1台のタブレット対応ということで、学校での事業の活用のほかに、家庭学習においても、ビデオ教材等を学校ホームページの中に格納して、反転学習が利用できるような形で今計画をしているところです。

このタブレット端末の活用については、事業の中ではいろいろ調べ学習ですとか、まとめ、プレゼンテーション、試行などの学習過程で活用するということになっていきますが、家庭学習においては、従前の復習、繰り返し学習する復習にも使えますし、先の学習内容を予習として事前に学習するための学習ツールとしても使えるということで、生徒の主体的な家庭学習の充実を図ってまいりたいというふうに考えております。

○委員長（原島 幸次君） ほかに質疑はありませんか。1番、石田芳英委員。

○1番（石田 芳英君） 教育費の184ページでございますけれども。町制施行60周年就

任、60キロウオークということで350万円計上されておりますけれども、内容的には一応60キロと15キロのウォーキングということで、町内をウォーキングするというお話でございますけれども、昔なんですけど、私が大学生のときにナイトハイクというのがありまして、それで水道橋から八王子まで50キロだったと思うんですけれども、歩いた経験があって、そのときはもう足がばんばんに張ってしまって、どうにかゴールまで行ったという経験があるんですけれども、60キロとなりますと、かなりハードなキロ数でございますので、安全対策と申しますか、もしくはあと迷子対策ですか、町内の方だったらわかるんですけど、町外の方が来られた場合はちょっと道に迷ったりするかもしれませんので、その安全対策、迷子対策についてお伺いします。

○委員長（原島 幸次君） 教育課長。

○教育課長（守屋 吉彦君） 1番、石田委員のご質問にお答えをいたします。

現在、町長を委員長とします実行委員会を立ち上げまして、60キロウオークのコースをほぼ決めたところでございます。

コース的には、氷川小学校をスタートとして、スタート時間が、今予定していますのは10月10日、土曜日の午後10時ということで、夜中の歩行ということになります。氷川小をスタートしまして、国道を川井大正橋まで行きまして、その後、大丹波の国際釣り場で折り返しをして、今度、奥多摩大橋を渡りまして吉野街道に入り、丹三郎を經由して古里の交差点に出ると。そこからまた国道に戻りまして、鳩ノ巣から南岸道路、新しくできますあの城山トンネルに入り、南岸道路を通過して、愛宕トンネルを抜けて再び国道に出ると。その後が、やはり国道を歩いて、ダム、奥多摩湖の麦山まで向かうということで、そこから、今の予定では浮橋を渡って、山ふるまで出るという予定であります。大体このあたりで夜が明けてくるというところで、明るくなったところで、いこいの道、それからむかし道、それから、消防署前から登計のトレイルに入るということで、セラピーロードに指定されているあの3つのコースを入れて、あとは登計の遊歩道を通して、奥氷川神社から氷川小に戻るというようなルートで60キロを予定しています。

こんな関係で、なるべく夜間歩く場所を、国道ですとか都道という、なるべく広い道で考えております。ただ、夜間の歩行で、歩道の少ない所もありますので、懐中電灯、あるいは蛍光のシール的なものを張った上で歩いていただくということになります。

当然、危険各所にはスタッフを配置して、安全面を図るというようなことで予定をしております。

参加者につきましては、60キロウオークのほうにつきましては、中学生以上を対象とい

うことにしておりますので、中学生以上も保護者の承認をいただくなり、中学生については、成人の責任者の方と一緒に歩いていただくというような予定で、今、進めております。

以上でございます。

○委員長（原島 幸次君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原島 幸次君） 質疑なしと認めます。

以上で、款の9消防費以下款の14予備費までの質疑並びに議案第46号の歳入歳出項目別全ての質疑を終結します。

これより、議案第46号の総括質疑を行います。

11番、清水典子委員。

○11番（清水 典子君） 質問ではありませんが、27年度一般会計予算について、意見を述べさせていただきます。

一般会計63億2,000万円。一般会計については、前年対比0.2%の減ですが、特別会計、事業会計を含む全会計では、1.8%の増となり、実質上は増額予算になっております。

町税については、8年連続減収減少する中での一般会計63億2,000万円のうち、歳入の町税は7億4,234万8,000円。一般会計に占める割合は11.7%で、歳入と支出金25億803万円、39.7%。地方交付税14億7,000万円、23.7%。財源の多くを国都に頼り、合わせて63%を占める割合になっております。とてもこの貴重な財源です。これは東京都でなければ、この予算はあり得ない事実だと思っております。

議員も各地方に視察に行ったときによく言われることは、東京都がこんな予算を持っているのが、どうしてうちのほうに知らずに来るんですかと言われることがたびたびありますが、本当にうちの規模でよそに行くと、30億円前後じゃないのかなというのが感じるところです。そういった意味でも、奥多摩町のこの63億円というお金は、以前からすると、もうどんどん上がってきて、五十二、三億が一番多かったように思うんですが、それから10億ほど伸びてきておりますので、本当にそういう意味では財源確保には、町長を初め担当職員の努力によるものと評価をいたしております。

そして、あの第4期長期総合計画は、町民の長年の悲願でありました日常生活の基盤である事業が全て確立されたということです。このことは大いに評価が大であり、経費の節減をしながらも、この大事業をなしえたものと思っております。

まず、都営水道に移管されたこと。そして下水道事業も10カ年計画で27年度で完成ということ。ごみ処理施設、これも大変なお金がかかって今日まで来たんですが、西秋川衛

生組合に加入できたこと。斎場も秋川流域斎場組合に加入したこと。そして何よりも、当初は大変批判もありましたが、観光事業の拠点となるはとのす荘の完成、この10カ年の大事業が計画的に実を結び、開花する年でもあります。河村町長の手腕で、大変、奥多摩町にとって、後世に残る仕事ができ、町民にとっても、将来的に安心安全に暮らす基盤が整ったことだと思っております。

27年4月からは第5期長期総合計画がスタートします。町にとっての今後の重要課題は、少子高齢化、特に高齢化率は46%と割合が高く、人口減少が進んでいる状況の中、将来を考え、人口減少を食い止める手だてとして、子育て支援若者定住化対策と町長は何度も最重要課題として取り組んでいくと意気込みが伝わりました。そこに将来、人口4,300人の目標を立て、数々の施策が盛り込まれた新年度予算であります。町長を先頭に、行政、職員、そして議会も、町民とともに、町の将来を考え、一人でも多く町民がこの町に住んでよかった、この町に住みたいと言える町としていかなければなりません。

新年度を迎えるに当たり、暖かい春が、気分も心地よくなってきました。今年は数多くの記念すべき事業が続きます。三か町村が合併して、町制60周年の節目の年でもあって、歴史あるこの町の歩みを振り返り、平和に暮らせることに感謝し、60周年記念事業が盛会にできることを願います。

中学校も円満に統合が進み、この4月から奥多摩町立奥多摩中学校が開校されます。そして、はとのす荘のオープンで、新緑を迎える時期には、観光客も大勢いらっしゃるでしょう。そして、地元も町民も、気分的にはわくわくとした気持ちで待っております。

続いて、南岸道路ですが、当初の計画よりは大幅におくれましたが、5月30日ですか、海沢から棚沢の将門トンネルの開通式が決まりました。

まだ全線開通したわけではないので、議会のほうも南岸道路建設促進協議会もあります。どうぞ早く、丹三郎まで開通できますよう、ご尽力をいただきたいと思っております。

久々におめでたい事業が続き、全ての事業完成には大変長い年月がかかっているのですが、議員の一人として本当に感激しております。

27年度の予算執行が、実のあるように進めていただき、職員の方には年度末には町民福祉の評価が大になるよう、努力していただきたい。町民とともに楽しい1年であるよう、また災害のない平穏な1年を過ごせることを祈念して、27年度予算総括の意見とさせていただきます。

○委員長（原島 幸次君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原島 幸次君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 46 号の総括質疑を終結します。

これより採決します。日程第 2、議案第 46 号について、原案に賛成の委員は起立願います。

（賛成者起立）

○委員長（原島 幸次君） 起立多数であります。よって、議案第 46 号については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第 47 号の質疑を、歳入歳出含めて一括して行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原島 幸次君） 質疑なしと認めます。以上で、議案第 47 号の質疑を終結します。

これより採決します。日程第 3、議案第 47 号について、原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○委員長（原島 幸次君） 起立多数であります。よって、議案第 47 号については原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第 48 号の質疑を歳入歳出含めて一括して行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原島 幸次君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 48 号の質疑を終結します。

これより採決します。日程第 4、議案 48 号について、原案に賛成の委員は起立願います。

（賛成者起立）

○委員長（原島 幸次君） 起立多数であります。よって、議案第 48 号については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第 49 号の質疑を、歳入歳出含めて一括して行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原島 幸次君） 質疑なしと認めます。以上で、議案第 49 号の質疑を終結します。

これより採決します。日程第 5、議案第 49 号について、原案に賛成の委員は起立願います。

（賛成者起立）

○委員長（原島 幸次君） 起立多数であります。よって、議案第 49 号については原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第 50 号の質疑を歳入歳出を含めて一括して行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原島 幸次君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 50 号の質疑を終結します。

これより採決します。日程第 6、議案第 50 号について、原案に賛成の委員は起立願います。

（賛成者起立）

○委員長（原島 幸次君） 起立多数であります。よって、議案第 50 号については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第 51 号の質疑を、歳入歳出を含めて一括して行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原島 幸次君） 質疑なしと認めます。以上で、議案第 51 号の質疑を終結します。

これより採決します。日程第 7、議案第 51 号について、原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○委員長（原島 幸次君） 起立多数であります。よって、議案第 51 号については原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第 52 号の質疑を、歳入歳出を含めて一括して行います。質疑はありませんか。

7 番、師岡伸公委員。

7 番（師岡 伸公君） 先ほどの清水委員からのお話にもありましたように、町の大事業が粛々と進んでいて、下水道事業も、もう先が見えてきたということなんですけれども、やはりやはり高齢者のひとり住まい家庭ですとか、なかなか接続に説得にご苦労されている部分もあると思うんですね。我々も一住民として、自治委員の皆さんや、そういう方々と、これからまた話す機会も出てくるかもしれないんですけども、今までのいろいろなそういう交渉の経過ですとか、ご苦労されたそのヒントを少し、もし聞かせていただくことができればありがたいんですが。よろしく願います。

○委員長（原島 幸次君） 地域整備課長。

○地域整備課長（須崎 政博君） 7 番、師岡委員のご質問にお答えします。

奥多摩処理区の事業につきましては、平成 18 年度に工事を開始し、平成 20 年度より川井地区から、順次、供用開始を始めたところでございます。

これに伴いまして、供用開始から 3 年を経過した地域を重点に、未接続の確認を行い、聞き取り調査を行ってまいりました。

今現在の水洗化率は、今、供用開始されている部分で 62.1%となっております。ただ、接続にはいろいろな問題がございまして、調査の結果では、主な理由としましては、接続にかかわる経済的な負担とかですね、また高齢者世帯が、将来的に家族、親族が住む予定がないとか、また、借家であるために、まだ大家さんの許可が必要だとか、いろいろなさまざまな問題がございしますが、やはりあの公共下水道は多額の費用をかけて整備した社会資本でありますので、安定経路の実現や、投資効果を得るためには、やはり接続を前提として、費用を投資した下水道事業を進めることから、今後、未接続家屋の地区に対しては、下水道への接続を早急に行うものとして、現状の確認が必要であることと、戸別訪問によりまして、公共水道への未接続に対する接続の意識を利用者さんに高めてまいりたいと思いますので、今後は、接続の阻害要因になるようなことを洗い出して、未接続地域につきましては、積極的に接続を促進してまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。

○委員長（原島 幸次君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原島 幸次君） 質疑なしと認めます。以上で、議案第 52 号の質疑を終結します。

これより採決します。日程第 8、議案第 52 号について、原案に賛成の委員は起立願います

（賛成者起立）

○委員長（原島 幸次君） 起立多数であります。よって、議案第 52 号については原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第 53 号の質疑を収入、支出を含めて一括して行います。質疑はありませんか。

7 番、師岡伸公委員。

○7 番（師岡 伸公君） 1 ページの収入のところなんですけど、一般健診をやっているということなんですけれども、例えば、町内の事業所なんかは、奥多摩病院でやっているところがあるのかどうか。それでもし今後、そういうふうなアピールもしていく要素があるのかどうか。その辺が 1 点です。

それからもう 1 点、11 ページの支出なんですけど、寸庭住宅の改修工事が入っております

けれども、入居する予定があるというふうなことで理解してよろしいでしょうか。

以上2点です。

○委員長（原島 幸次君） 病院事務長。

○病院事務長（河村 光春君） 7番、師岡委員のご質問にお答えいたします。

1点目のご質問の一般健診についてですが、一般健診について、町内の事業所で実施しているところがあるかということでございますけれども、この一般健診ということで、この予算で見ている部分のところでは、町役場、町職員、それから、町に関係している団体というようなことで、社会福祉協議会、奥多摩総合開発、奥多摩地域振興財団、小河内振興財団の社員、職員等が、町職員の健診のときと一緒に、同時期に健診を行っているというのが現状でございます。

件数的には約200件ぐらいあるのかと、200人ぐらいの方がこのときに受診しているということです。それで、そのほかには企業、会社等へ就職されるに当たって、会社のほうの指示で健診をというようにときに、この一般健診という部分で、通常の胸部X線の撮影ですとか、血液検査、心電図検査等、必要に応じて行っているというところがございます。

町内の事業所で、うちで健診のような形でやっているものについては、介護老人福祉施設の腰椎健診ということで、春秋1回ずつ、町内の施設、2施設から依頼されて行っているというのがありますが、一般健診については今のところ、先ほど申し上げました団体以外はございません。

それから、2点目の寸庭住宅の改修については、今すぐ入居の方が決まっているということではないんですが、今後のまた医師の要請、また看護師等要請していく中で、寸庭の住宅を、大分ちょっと、入居があいてしまっておりますので、整備して、いつでもそういった職員の受け入れができるような形で整備したいということで計上させていただいております。以上です。

○委員長（原島 幸次君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原島 幸次君） 質疑なしと認めます。以上で、議案第53号の質疑を終結します。

これより採決します。日程第9、議案第53号について、原案に賛成の委員は起立願います

（賛成者起立）

○委員長（原島 幸次君） 起立多数であります。よって、議案第53号については原案の

とおり可決すべきものと決定しました。

以上で本委員会に付託された議案の審査は全て終了しました。これにて、予算特別委員会を閉会といたします。大変ご苦労さまでございました。

午後 2 時 49 分 閉会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

予算特別委員会委員長